昭和56年度

文化財調査報告書

第12集

前橋市教育委員会

目次

はじめに……教育長　金井博之
一、龍蔵寺町加々美家文書調査報告……1
1　医師加々美養仙とその家系……1
2　加々美家文書……2
3　加々美家蔵書・文書目録……7
二、妙安寺総合調査報告（五）……21
一谷山記録（二）……21
三、昭和五十五年度前橋市指定文化財……29
1　秋元氏墓地……29
2　秋元氏歴代の墓……29
3　今井神社古墳……30
四、昭和五十六年度埋蔵文化財発掘調査概報……31
1　富田遺跡群
2　西大室遺跡群
3　西大室遺跡群　―梅ノ木地区―
4　二本松遺跡群
5　鶴谷遺跡群
6　檜峯遺跡群
7　金冠塚古墳
8　山王廃寺第七次調査
五、文化財調査関係写真……39
龍蔵寺町加々美家調査
昭和五十五年度前橋市指定文化財
昭和五十六年度埋蔵文化財発掘調査関係

はじめに

昭和五十六年度も文化財保護行政の大半の力を、埋蔵文化財の発掘調査に注いで参りました。土地改良、運動場の造成、工業団地造成等、土地開発事業に伴う調査が大半であり、土地改良では富田地区、運動場では鶴谷地区が、今年度をもって調査を終了いたしました。変動著しい現代社会のすう勢と文化財保護というむずかしい問題を内蔵する調査ではありましたが、それなりの成果をあげ、その中でも特に檜峯では、奈良三彩小壺の出土を見、画竜点睛の思いをいたしました。一方、文化財保護の本来の意味を持つものとして、金冠塚古墳の整備保存のための調査と、山王廃寺の調査が行なわれ、後者は、塔跡、金堂跡の様相を明らかにした今回七次の調査を持ちまして終了の運びとなりました。以上年度内に予定の調査が完了いたしましたのも、関係の方々の御協力のたまものと感謝いたしております。

なお、これらの成果の主なものにつきましては、本年度新しい中央公民館ができまして、そこに展示室を設置し、市民の皆様に見ていただけるようにいたしました。また、旧蚕糸試験場の解体、移築、外装工事が完了いたしまして、県指定の重要文化財となり、蚕糸記念館として出発することになりました。共に学校教育、社会教育の学習の場となるよう展示を工夫いたしましたので、皆様におおいに活用していただきたいと思います。

そんな中で、本年度も文化財調査委員の方をわずらわし、例年のとおり文化財調査を実施いたしました。また、当教育委員会で所有しております資料を有効に活用していただくべく、スライドの編集も手がけて参りました。国指定史跡については、石製の説明板を設置いたしました。

この調査報告書には、昭和五十六年度の文化財保護行政事業及び昭和五十五年度前橋市指定史跡等の概要を上梓いたしました。小冊子ではありますが、資料的にも活用していただければ幸いです。

昭和五十七年三月二十五日

前橋市教育委員会
教育長　金井博之

例　言

1　本報告書は、龍蔵寺町加々美家文書調査、妙安寺総合調査、昭和五十五年度前橋市指定文化財昭和五十六年度埋蔵文化財発掘調査についての報告である。

2　龍蔵寺町加々美家文書については、昭和五十六年度事業の一つとして、前橋市文化財調査委員である山田武麿氏、中沢右吾氏、丸山知良氏、松島栄治氏、梅沢重昭氏に調査していただいたものである。なお医師加々美氏とその家系については、丸山知良氏に執筆していただいた。

3　妙安寺総合調査は、昭和五十二年度に前橋市文化財調査委員の方々に調査していただいたもので、昭和五十二年度文化財調査報告書（第8集）から引き続き掲載しているものである。

4　埋蔵文化財発掘調査については、昭和五十六年度に前橋市教育委員会で実施した八遺跡について、その概略を記したものである。

5　古文書は、原則として、旧漢字は、新漢字に直した。また平出は二字あけ、欠字は一字あけとし、読みやすくするため読点をつけた。

一、龍蔵寺町加々美家文書調査報告

加々美家は、江戸時代から、南勢多郡龍蔵寺村で、代々医師として地域の信頼を集めてきた。その間、医学研鑽等のための書籍類二百五十点、患者や地域の人の私信、証文類が二百四十点、その他、医療器具、軸物等が残されたが、この度、現在、前橋市龍蔵寺町の当主、加々美清氏の御協力を得て、前橋市では、文化財調査委員による調査を、左記のとおり実施した。

調査期日　昭和五十六年十一月十六・十七日

調査の対象　加々美家文書等

調査者　前橋市文化財調査委員

山田武麿

中沢右吾

丸山知良

松島栄治

梅沢重昭

調査の方法　加々美家の書籍、文書すべてに整理番号をつけ、カードを採り、目録を作り、文書の一部について写真撮影を行い記録化を図った。その他医療器具は写真撮影を、軸物は写真撮影とカードに内容記録を行った。

1　医師加々美養仙とその家系

（丸山知良稿）

加々美養仙は、南勢多郡龍蔵寺村の人で、代々医師として地域の信頼を集めてきた。現在の前橋市龍蔵寺町で、子孫の加々美清氏が居られる。

江戸時代からの医師である。系図がないので明確なところは、わからないが、元禄年間から始まり、二百四十余年間医業を継いできた家である。

寛延二年三月に前橋藩主が酒井家から松平家に交替した。その際に加々美家から前橋藩役所への届書の下書に

一、浪人　勢多郡龍蔵寺村　医師　加賀美　養仙

右は親養仙義　雅楽頭方ニ相勤　五十年以前浪人　龍蔵寺致住居候

寛延二年巳三月二日

とある。寛延二年（一七四九）に龍蔵寺村で医師をしていた養仙は二代目で、父の養仙がそれより五十年以前から龍蔵寺村に帰農して医業を創めていたというのである。最初『群馬の医史』（丸山清康著群馬県医師会刊、昭和三十三年）に発表され、加々美家の歴史の長いのを知った。

加々美家では医師七代と伝えて、養仙を襲名したという。

明治二十二年一月刊の『上毛医籍集』に、南勢多郡のところに

従来開業　内　龍蔵寺村　加賀美養仙

とあり、隣に同村の渋川杲庵が記されている。渋川家も近い親戚で医師であった。この養仙が襲名の最後の人で、天保十三年（一八四二年）生、明治四十四年（一九一一）没、七十歳であった。

龍蔵寺の加々美家の庭先に建てられている石碑は、文久三年（一八六三）に七十三歳で没した養仙の徳を慕った筆子達百二十一名の連名による「筆塚」である。

「聖人之教主情而義裁之礼所謂敝帷埋馬是情爾後人埋筆瘞鶴亦情所由然也其合於道可知矣天父死而子不能読其手澤之書者亦以情不堪也然則弟子於師之退筆安忍委諸講瀆乎惜陰翁諱子昌加々美氏上毛州竜蔵寺村人家世業医而翁善書側教郷人弟子年多声施四方然而其性挹遜不曾求誉寿七十三以文久三年六月五日病卒乃所遺委筆凡若干枝弟子等不忍委弃欲埋之樹石然或以非師意難之某質之於予予曰何害矣事出乎情義之厚豈違於道哉遂記而贈之此家所以成也」　（拠　南橘村誌）

建碑の年号はないが、文久三年六月五日に没したことが碑文にあるの

で、その時期をあまり過ぎない時に建てられたと考えられる。なお七十三歳とあるので生年は寛政三年（七九一）に当たる。明治時代の養仙の祖父であろう。

明治四十三年二月に刊行された『日本杏林要覧』によれば

加々美大太郎〔〇〇十七年五月〕群馬平民・安政四年生　木瀬村女屋五七

加々美　養仙〔〇〇十七年五月〕群馬平民、南橘村龍蔵村二九

とある。養仙は従来開業で明治十七年は、医師登録の年号であろう。この年に従来県庁で医術開業許可証を出していたものを、内務省衛生局で医籍を編制して、内務省から免状を授与することになったのである。

その長男である加々美大太郎は『群馬の医史』の群馬県医学校の項に同校生徒として鏡大助と記されているのと同一人と思われる。加々美姓を自分で加賀美・鏡という文字を当てて書いている場合があり、自由に使っていたらしい。

大太郎は安政四年五月十五日に養仙、カツの長男に生まれ、群馬県立医学校を卒業し、父養仙の医業を手伝い、医師となった。医籍は第九五号。明治二十九年から勢多郡木瀬村大字女屋に転出、洗心堂医院と称して開業。昭和九年一月二十三日に没するまでに及んだ。

加々美亮太郎は大太郎、カクの長男として明治十九年（一八八六）一月二十七日に生まれた。大正二年に東北大学医学専門学校を卒業し、祖父養仙が明治四十四年八月に没した後をうけて龍蔵寺村で開業した。村医として、新しい医学を学んだ医師として活躍、桃川小学校や細井小学校の校医も勤めた。昭和四十五年に八十五歳で没したが、晩年は医業を休み、専ら趣味としての動物飼育や農業、園芸に精を出した。

天保十五年（一八四四年）の加々美家家族書上によれば、

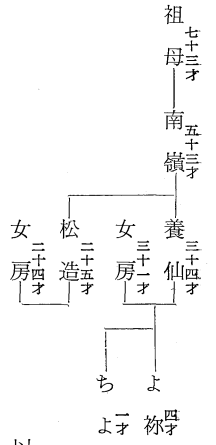

以上の系図がたどれる。

2　加々美家文書

(1)　橘屋惣八請取

覚

十月十八日

一　七匁五分也　絹壱反

同　相棒すじ

一　百五十文　壱反（カ）あを

同　百廿五匁

一　三百九拾七文　三わり

同　四拾五匁

一　九拾壱文　こひ浅き

十一月九日

一　四百九十弐文　百六十匁

三割

同十九日

一　百五十文　糸五十匁

同　三わり
一　九十文　同五拾匁
　　こひ浅き
同　同九十匁
一　弐百文　弐割半
同　五拾匁
一　百五十文　三わり
同　五拾匁
一　百文　古き
同　八拾五匁
一　弐百十弐文　弐割半
同二十九日　太織七反
一　七百文　松葉色
同　同壱反
一　七五五十文　おもん取付
同　同四尺
一　八十文　花色
十二月三日　五拾五匁
一　百六拾五文　三わり
同　五拾五匁
一　百文　こひ浅き
同　七拾五匁
一　百五十文

十二月九日　二わり
一　三百文　壱反(カ)
　　あを
同四日　壱反(カ)
一　百五十文　あを
同　壱反
一　三百五十文　古花色
十二月九日　糸八匁
一　拾弐文　浅き
十五日　廿四匁
一　六十文　青
同十九日　壱反(カ)
一　弐百文　あを

〆七匁五分
五〆五拾(ママ)五文
右之通慥ニ候也

上	前橋
手	橋屋惣八
州	桑町

巳十二月　橋屋惣八
龍蔵寺
加々美養仙様

(2)　勝保沢久兵衛受取

覚

一　松五分尺板　　弐拾四札(カ)

内　金壱分預り

右之通り慥ニ受取申候以上

丑七月八日　　勝保沢
久兵衛

青柳村
佐内様

註　天保元年（一八三〇年）佐内宛の請取があるので文政十二年（一八二九）か天保十二年（一八四一）であろう。

(3)　奥平　米・麦　預り証文

覚

一　米壱俵　　四壱入
　　十六貫八

一小麦五俵
　内　十八貫二　三俵
　　十七貫弐　壱俵
　　十五貫弐　壱俵

右之通り慥受取預り置申候以上

奥平庄兵衛

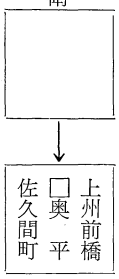

四月二十三日
賀加(ママ)見様

(4)　畑売渡し証文

志ち物一倍売渡し申下畑下々畑之事

一龍蔵寺村分下畑三畝拾四歩下々畑二畝弐拾歩二口　合而六四歩之所、金子合三両三分売渡シ申所実正也、此畑ニ付、何方ゟ茂構有之ハハ、地主加判之者、急度埒明可申ハ、縦御国替御徳政何様之儀御座ハ共少茂違乱申間敷ハ為後日仍而如件

青柳村地主
次郎左衛門㊞
同所口入
次右衛門㊞

正徳元辛巳年六月七日

龍蔵寺村名主
武兵衛

養仙殿

(5)　奉公人請状

奉公人請状之事

一　下小出村長五郎伜富五郎与申者酉三月ゟ来ル戌三月迄御奉公罷出ハ為御給金拾五両也可被下御定御座候　唯今為御所替金八両也申請、残金者此者入用申節追々御渡し可被下候

一　御上様御法度御家之御作法何ニ而茂相背申間鋪ハ取逃欠落仕ハハ、其所急度差上可申候　但し長煩歟(カ)相果ハハ、御日割急度御勘定可仕ハ為後日人請状依而如件

下小出村
人主
長五郎㊞

明治六酉一月　　請人
政五郎㊞

龍蔵寺村
加〻美養仙様

(6)　往診依頼状

謹啓数日来小児風邪ニ悩ミ居ゐ処　昨夜より急ニ変状相見へ　若しも実布的里亜（ジフテリア）ニ変症せし歟とヒ存候ニ付　即時来診ヒ下度　此段以使　奉懇願候頓首

十月　　原之郷
廿六日　　星野長平宅内
　　弟　辰太郎拝

加々美養仙様

(7)　加〻美養仙家族書状

差上申一札之事

一　家主浪人　加〻美養仙　年三拾四
一　父　南嶺　年五拾三
一　祖母　年七拾三
一　養仙女房　年三拾壱
一　同人女子　よ祢　年四つ
一　同人女子　ちよ　年壱つ
一　同人弟　松造　年弐拾五
一　松造女房　年弐拾四

〆八人　男三人　女五人　加〻美養仙㊞

右通相違無御座ゐ以上

中通龍蔵寺村
請合　治右衛門㊞
組頭　金吾㊞
組頭　利兵衛㊞
名主　吉平㊞

天保十五年辰年
二月

御郡代
御役所

(8)　配剤録　明治四十二年分（抄）

八月九日　胃加多流（かたる）　苦味丁　□□
重曹（カ）　□太油（カ）（カ）　二日分

八廿一日　夜○　中シャ　重曹（カ）　四○　苦味　二日分
八・二三　サントーニー　二日分
八・二四　印（加々美）　二日分
八・二六○

○西原
舟津庄三郎
参
八・弐七　二日分

一金　弐円九拾弐銭
明治四十壱年九月廿三日　一金五円也　薬代相済

八月二件　石井
〃　〃　桃沢又治郎
　　小児

八・弐八　アヘン〇二　三日分
　　甘汞〇六　三日分
　　元□
　　膏薬弐貝
　　四十弐年七月十日　一金壱岡五拾銭
　　印（加々美）　相済
　　印（加々美）

八・弐三　腸加多流（かたる）　日輪寺
　　重曹四、苦味四、　醬油屋染吉
　　甘硝　八、
　　硝蒼（カ）　弐瓦
　　アラビアゴム弐〇二日分
　　二日分
　　二日分兼用二日分

八・弐五　一金四円弐拾銭　印
　　薬代　相済
　　印（加々美）

九・十三

八・十三ゟ　指洗滌　下細井　端気山
　　一金壱円弐拾銭　金子佐平
　　印（加々美）

八・弐三　死體検案書　川原嶋新田
　　□□□□小児
　　一金五拾銭
　　一金壱円弐拾銭　往薬相済
　　印（加々美）

(9)　書　状

櫻花萬開之候尊君益々御適栄之由欣喜不斜奉存候　扨テ昨年中ハ色々御セハ様ニ相成難有奉謝候又今回上州自由苦楽部創立ニ付御報導被下（ママ）へ得（ママ）不孝ニシテ病気ニ付出席兼仕候間あしからず御聞済之程奉願上候条拝眉之節萬々申上可（ママ）候　早々

(10)　僧周休書簡

往歳屢辱恵書及佳篇周莫當時不謹答去冬托藍澤生而寄拙著一本定達左右尓後寂不得回音不知有罪乎（カ）聚（カ）見嫌邪顧　足下以周為世之所課売書貧利之徒乎抑将為拙所浅陋不足以観者邪不然高明敦厚豈惜半紙寸墨乎有始無終者周不肖所愧也以故不避忌諱謹修尺一敢以請罪周休頓首

鑑君子昌足下

註　竹渓周休は、幕末に於ける上毛の漢詩人。安永四年（一七四四）に横野村大字持柏木に生まれ、嘉永七年（一八五二）二月四日、八十歳で北群馬郡豊秋村中村（今の渋川市）の延命寺で没。五十才前後、自選の詩を版行し、同好の人々

に頒った。

竹渓小稿（初編二巻・文政十三年発行、後編二巻・天保八年発行）小隠集上中下三巻（弘化二年発行）

このいずれかの書物を加々美養仙（前掲系図中の南領と考えられる。）に寄せた後の書簡であろう。

――勢多郡詩人物編より――

3 加々美家蔵書・文書・目録

I 医学関係書籍その他

整理番号	書号	標題	著者名	備考
1	1～11	医学入門（巻二・四・五・六・八・九・十・十二・十四・十六・十七）	丹州栢原 八尾玄長	
2	12～19	医学正伝（巻一・二・三・四・五・六・七・八）	花谿恒徳老人 虞搏天民編集	
3	20～23	医法明鑑（巻一・二・三・四）		
4	24～29	萬病回春（巻一・二・四・五・六・七）	龔雲林先生編輯	葉龍渓梓
5	30 31	病名彙解（巻三・六）	江南 桂洲甫	
6	32	察病指南（上・下巻）	冀邸趙	慶安二己丑歳仲夏 三条通菱屋町 林甚右ェ門改刊行
7	33 34	格致余論（巻一・三）		
8	35	痘科鍵（巻上）	朱愼先生纂	享保十五年九月
9	36	傷寒類証	仲景企画 明虞山人	
10	37	新刊外科正宗（巻一・二）	崇川陳実功毓仁父 纂著	
11	38	理礼氏薬物学（巻の三）		
12	39	生理発蒙図式 全		
13	40～42	物理階梯（上中下）		
14	43～45	牛山方考（上中下）		
15	46～47	牛山活套（中下）		
16	48 49	醫方考（巻の二・五）		
17	50	医方考 脉語目録	参黄子 呉崑譔	
18	51	醫方攷	千秋里人 汪道昆著	
91	52 53	原病学通論（一・三巻）	歙邑新刻 澄塘呉 名医方考 鶴皋著	
			オランダ教師 亜爾蔑聯斯講述	村治重厚 熊谷直温 安藤正胤 校正
20	54	素問玄機原病式 全	河間劉光素 守眞撰	万治二年九月 柳馬場通二条下町 吉野屋権兵ェ板
21	55	十四経発揮鈔（巻一・二・三・四・五終）	高野山就安斎玄幽 門人谷村留安斎 玄仙纂輯	
22	56	十四経全		
			人体図	明治七年 天明二年三月十三日
			方外友蔣中穀梓（二） 友人 汪栻梓（五）	三友舎蔵版
			金陵周弘宇梓	明治七年甲戌三月
			文部省	万治己亥 延宝三年七月
			香月牛山先生著 被髪（カ）翁貞菴	
			歙邑 呉崑著	
			香月 啓益著	

23	57	格致余論（全）		新刊十四経絡発揮
24	58	奇効医述活幼心法		福建按崇司程爺発刊
25	59	類証弁異全九集（巻の七）		寛永壬申夏
26	60	救急選方（全部）		中野市右ェ門新刻
				筆写本
				文化八年八月十二日
27	61	慮列伊氏解剖訓蒙図	明治五壬申年	明治五壬申年刻成
			文部省教授	啓蒙義舎蔵版
			松村矩明録（著訳）	出版明治九・一・十二
28	62	医方問難病余録		大坂　松村九兵衛
				筆写本
29	63	集註　傷寒論（巻第二）	仲景全書	
30	64	靈宝能毒大成（霊宝薬性能毒備考大成）		
		（巻一・二・三全巻）		
31	67	医療手引草（中編下）	参河	
			勝謙斎烏巣著	
32	68	小児方鑑（巻一～五）		明和八年孟夏
				貞享丙寅七月十七日
				草洛書林
33	69	日記中棟方（下巻）		田中庄兵ェ
				中村操兵ェ
				寛文六丙午孟夏上院
34	70	霊宝薬性能毒備考大成		永釈平兵衛刊梓

35	71～1	瘟疫論　坤		（巻之四・五・六・七）
36	71～2	改正婦人良方	里弘休伯芝甫標注 秀水石山沈謐撰	
37	72	諸家秘要方（筆写本）		貞享四年七月
38	73	痘瘡医筌	黒沢松益著	江戸日本橋万町 松葉清兵ェ板
39	74	刻傷寒論 正徳乙未歳 傷寒雑病編集		享和三年二月発刊 元禄六癸酉歳仲夏吉日 陳自明編集 薛立斎校注
40	76	痘疹活幼心法（上・下）	清江久吾聶尚恒著	摂陽書肆　保寿軒梓
41	77	Grundriss Zum Studiumder Geburtshülfe		安永九年開版 享和二年夏補刻 江戸書肆千鏡房版 享和九年九月再版 京都書林 須原藤兵ェ外 寛文六年丙午林鐘吉日
42	79	訂補衆方規矩　大全 一～八巻合巻 （附　諸証灸法要穴）		貞享二乙丑歳九月 書堂 文台屋治郎兵衛 和泉屋八左ェ門

43	80・81	合類鍼灸抜萃（三巻・五巻）			貞享三丙寅年三月吉日
44	82	新刊外科正宗	東海　白正蒙爾亨	紫髯道人支旡堅閲	江戸日本橋青物町 伏見屋兵左ェ門板行
45	83	太医院校註　婦人良方（巻之九～十六合巻）	崇川陳実功	毎荒仁殳纂著	萬歴二卯春日
46	84	重訂　古今方彙			
47	86	臧志幷附録乾			
48	94	建殊録（写本）	美濃　武欽繇撰		寶暦癸未之春
49	95	献策（全）			寛政五年九月写
50	98	古今幼科摘要	下津寿泉選述		嘉永七年十二月
51	99	雲遊後録			文化八年孟春十八日（筆写）
52	100	類聚方解	吉益南陸先生に授		
53	101	化学新式	英国　魯斯高氏撰　小山健三訳		明治九年九月　加々美大助筆写
54	107	臨床応田實習細菌学各論上	北里柴三郎閲	浅川範彦著	明治四十年五月　東京南江港書店
55	65 66 87	配剤帳			医師加々美氏の明治28年から42年まで　丸善ほか
	88 89 90				

56	75	臨床医学研究　新薬論	5・6・8号		
57	78 96 97	医学書（江戸時代）			
58	92	診療録	新井薬店から加々美家へ薬を売った記録	明治25年1月～30年7月18日まで	
59	93	薬種			
60	102	薬物記録	薬品、家伝薬、和漢薬などの製法についてのメモノート。		
61	103 104	疱疽陽症などのノート			
62	106	便覧書抜（薬品覚）			
63	108	雑誌関東の衛生（第89号）			明治45年3月1日
64	109 111 110	新纂外科総論前後偏	下平用彩著		明治41年5月8日（前）
		〃各論			明治41年11月（後）
65	113	恒遠教授「法医学」ノート			明治44年6月（各）
66	114	玉造教授「薬物学」ノート			吐鳳堂書店
67	116	佐藤教授外科学ノート			明治42年12月
68	117 118	耳鼻咽喉科ノート			
69	119	石川教授「生理学」ノート			
	91		医学業績研究会編	表紙なく書名不明	（途中欠落あり）の記録
			市田賢治著作権者		5号　昭2・8・15
					6号　昭2・9・15
					7号　昭2・10・15
					8号　昭2・11・15

Ⅱ 一般教養書籍

整理番号	書文番号	標題	著者名	備考
1	85	書経（カナツキ）		
2	105	關八州名士肖像録第一版	内田安蔵編	明治37年12月15日
3	112	下学集巻之上		吉野屋権兵衛板
4	126～137	春秋左氏伝（欠本あり）		寛政十二年庚申六月
5	138～156	史記評林（欠本あり）		
6	157～160	王文成公全書（国字訓）		
7	161～169	増補大広益会玉篇（欠本あり）		
8	170 171	新刻蒙書（上・下）		明和四年丁亥春三月
9	172 173	新古今和歌集（上・下）		
10	174～178	文選旁訓大全（欠本あり）		
11	179～181	随園詩話（一・二・六巻）		文化十三丙子初冬
12	182～183	草書千字文（上・下）	東江先生書	安永十年辛丑春正月
70	120	解剖学・内臓学ノート		
71	121 122	玉造教授「診断学」		
72	123	栗原教授「産科学」		
73	124 125	佐藤教授「外科学」		
74	218 219	東北医学会々報62号63号		明治44年11月30日（62）
75	220			明治45年2月29日（63）
76	227	東京医事新誌7号		明治10年8月25日
		第三回支部医会議要		東群馬・南勢多支部医会第三回議要
13	184	篆書唐詩選		宝暦二年壬申夏六月
14	185	行禮唐詩選		
15	186	唐詩選		
16	187 188	古文真宝（乾・坤2冊）		貞享四年丁卯春吉日
17	189 190	毛詩正文（上・下各二冊）		安永六年丁酉七月
18	191	詩韻含英異同辨巻三		集思堂蔵刻
19	192	経典餘師		天保十三壬寅年四月
20	193	詩語砕錦上		本屋銕次郎板
21	194	詩林要玄（下）		明和丁亥之秋
22	195	尺牘活套		
23	196	日本名勝詩選		寛延二年己巳年正月
24	197	文藻行潦		文化元年甲子十月
25	198	杜律五言		天明二壬寅二月
26	199	唐詩選		
27	200	聯珠詩格（坤）		文化七年庚午春日
28	201	唐絶句選		
29	202	早引節用集		文化元年甲子三月吉日
30	203	安政三十二家絶句		安政四丁巳仲春
31	204	東京新誌		明治11年12月21日
32	205	啓蒙知恵の環		明治壬申二月
33	206	文淵遺珠		明和三年丙戌春
34	207	千字文講義		明治26年7月31日
35	208	三家集		天明八年申年

36	209	記事論説文例		明治16年5月24日
37	210	手紙の文言		文政七載甲申八月
38	211	ノート養蚕		明治44年分より養蚕収入及び諸買附込帳
39	212 213	立花（細井小学校誌）第10号・第13号		10明治43年10月5日 13明治45年1月5日
40		小学校理科教科書 巻一・二	棚橋厚太郎	明治33年12月発行
41	217 214	国語読本（尋常小学校用）巻一・五	樋口勘次	金港宝書籍株式会社 明治33年12月
42	221	小倉百人一首		
43	222	文藝倶楽部（第13巻第七号）		明治40年5月1日
44	223	開運自在 運氣之鑑定		明治41年略暦
45	224	富士登山案内		東京 盛文館蔵版 明治41年7月28日
46	225	物理筆記ノート		高嶺社発行 明治39年1月1日
47	226	婦人世界十一月（第6巻第13號）		明治44年11月1日
48	228 230 233	御手本		
49	231	手本苗字づくし		
50	232	手本官位づくし		
51	234	手本江戸街づくし		
52	236	手本（唐詩選カ）		
53	237	手本通俗用字抄		
54	239	手本行書		
55	241	春秋庵々員人名		
56	241	金銀扣		
57	244	烏石筆法帖		
58	246	万宝古状揃		
59	247	算法記		
60	248	東溪溝外集（下）		
61	249	洋算早学		
62	250	大福帳	加々美亮太郎	大正2年9月調製

Ⅲ 文書類

一、畑質置・売渡証文類

整理番号	文書番号	標題	年次	備考
1	1014	畑質置証文	元禄八年 十月	龍造寺村六郎兵衛宛
2	1010	〃	〃 九年十二月	
3	1031	畑質売証文	宝永五年 二月	
4	1019	畑売渡証文	〃 八年 二月	
5	1123	〃	正徳二年	養仙宛
6	1035	畑売渡証文	享保十四年二月	

6	1008	畑売渡証文	元文　六年二月	
7	1001	畑質置証文	明和　四年	
8	1192	畑売渡証文	明和　四年九月	
9	1030	〃	安永五年　九月	
10	1028	〃	〃　五年十一月	
11	1012	〃	〃　七年　三月	養仙宛
13	1124	畑永代売渡証文	〃　八年　七月	
14	1007	畑売渡証文	〃　八年	
15	1002	〃	〃　八年十二月	
16	1026	〃	天明八年　二月	加賀美左内宛
17	1020	〃	寛政六年　正月	
18	1045	〃	〃　八年　九月	
19	1043 -1	畑質売証文	〃　九年　八月	
20	1018 -1	畑売渡証文	〃　十年　八月	
21	1132 -2	〃	〃　十年十一月	渋川杲庵宛
22	1041 1128	〃	〃十一年　八月	
23	1023	〃	享和元年　八月	
24	1064	〃	〃　元年　八月	左内宛
25	1025	畑屋敷売渡証文	〃　元年　九月	

二、預金・借金証文類

1	1011	借金念賦証文	寛延三年　三月	養仙宛
2	1042	無尽預金証文	寛政八年　九月	左内宛
3	1043 -2	〃	〃　九年　八月	
4	1018 -2	頼母子預金証文	〃　十年　八月	
5	1212	預り申無尽金之事	〃十年十一月	
6	1132	無尽金預証文	〃　十年十一月	
26	1133	畑売渡証文	享和三年　八月	
27	1131	屋敷売渡証文	〃　三年　八月	
28	1032 -1	畑売渡証文	〃　三年　八月	
29	1004	〃	文化元年　八月	
30	1027	〃	〃　元年　八月	
31	1034	〃	〃　二年　八月	
32	1040	〃	〃　三年　八月	
33	1125	〃	〃　四年　八月	
34	1017 -2	〃	〃　六年　八月	
35	1036	畑屋敷売渡証文	〃　六年　八月	
36	1016	畑売渡証文	〃　八年　八月	

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22			
1129	1127	1041	1044	1015-1 1015-2	1197	1022	1006	1133 -1	1132 -2	1034	1210	1024	1037	1005	1013			
頼母子預金証文	無尽預金証文	頼母子預金証文	〃	〃	〃	頼母子預金証文	無尽金之事	頼母子預金証文	〃	〃	預り申金子之事	頼母子預金証文	無尽預金証文	頼母子金預書	頼母子預金証文			
寛政十一年 八月	〃 十一年十一月	〃 十一年 八月	〃 十一年十一月	〃 十二年 八月	〃 十二年 八月	享和 元年 八月	〃 二年 八月	〃 三年 八月	〃 三年 八月	〃 三年十一月	文化元甲子年八月	文化 元年 八月	〃 二年 八月	〃 二巳年 八月	文化 三年 八月			
左内宛	〃	〃		加々美左内宛	下小出村八郎左ヱ門より左内宛				朝庵宛		差出人 上小出村 惣蔵他			差出人 下小出村 寄合	加賀見朝庵宛			

23			24	25	26	27	28	29	30	31	32	33		34	35			
1209			1039	1130	1126	1017-1 1033 1066	1046	1016 -1	1029 1038	1047	1005	1208		1168	1003			
預り申無尽金之事			頼母子預金証文	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	タノモシ預金証文	拝借金証文		借金証文	預り申す金子の事			
文化三寅年 八月			文化 四年 八月	〃 四年 八月	〃 五年 八月	〃 六年 八月	〃 七年 八月	〃 八年 八月	〃 八年 八月	〃 八年 八月	〃 九年 八月	天保四癸巳年七月		天保 五年 七月				
差出人 上小出村 丈蔵他			朝庵宛		左内宛				加賀美朝庵宛			借主 加賀美養仙他		借主 養仙 即善院	浄土院宛			

1	1103	橘屋惣八請取		養仙宛
2	1110	前橋橘屋掛金請取覚		
3	1119	前橋橘屋掛金請取		養仙宛
4	1118	前橋橘屋小間物糸掛金		養仙宛
5	1048	前橋橘屋請取		
6	1050	前橋橘屋惣八請取		ぬい糸
7	1054 1068	前橋橘屋惣八請取		
8	1190 1230	橘屋惣八領収書		
9	1175	前橋橘屋惣八		
10	1083 -1 -2	覚（請取状）	巳十二月	加賀美養仙宛
		呉服もの領収書		
11	1222	橘屋惣八請取		加賀見養仙宛
12	1100	前橋竪町　横川本家	明治十九年十二月	
		上州前橋桑町橘屋惣八		
13	1102	河内屋重右衛門絹糸他請取		
		河内屋重七呉服請取		
14	1106	河内屋　羽織紐他請取		
15	1109	河内屋藤吉　呉服請取		

16	1136	河内屋重右ヱ門請取		
17	1138	前橋河内屋請取		
18	1242	前橋河内屋重右ヱ門領収書	未七月	
19	1049 1052	前橋河内屋請取証		
20	1057	河内屋請取　かんざし也		
21	1223	覚　受取書		加賀見養仙宛
22	1228	覚　受取書		
		河内屋重左衛門		
		河内屋重衛門（呉服屋）		加賀見養仙
23	1113	十一屋重兵衛請取		佐内宛
24	1116	十一屋請取		佐内宛
25	1060	十一屋喜右ヱ門請取		
26	1161	覚　十一屋久之助請取		佐内宛
27	1166	十一屋藤左ヱ門請取		
28	1107	前橋大津屋請取		養仙宛
29	1137	前橋大津屋請取		
30	1156	前橋大津屋薬請取		
31	1198	大津屋領収書	西極月	
32	1121	近江屋長太郎請取		

33	1243	細沢町	近江屋儀兵衛領収書		34	1058	前橋細沢	かがみ宛		35	1234	近江屋　くず粉他請取		36	1069	近江屋儀平白砂糖他請取		37	1219	金子・壱両弐分弐朱受取
38	1135	米の・岩蔵請取			39	1178	高崎田町ほていや領収書			40	1189	高崎ほていや領収書			41	1062	前橋　青梅屋長太郎	
		米の・岩蔵	南霊宛															
42	1061	谷田屋請取		明治	43	1101	さの屋清兵衛　乾物請取			44	1104	白木屋太助請取	養仙宛		45	1051	○崎白木屋請取	九月印
		縫糸など請取													46	1105	請取証	
47	1108	蓬屋与重郎請取			48	1111	こん屋請取											

49	1114	横川吉兵ヱ請取			50	1117	小松屋久七　竹請取状			51	1180	東京春日町	鑑大助宛		52	1146	東京和泉屋請取覚	
												ふとん他小松屋領収書						
53	1150	前橋	天保　元年十二月		54	1151	秋田屋文蔵請取	卯八月		55	1152	本町八百屋請取覚	要泰宛		56	1153	伊勢崎本町	佐内宛
		現金屋清兵衛蛹代請取	大みそ日	佐内宛													卯左衛門	
57	1170	前橋山田屋下駄他領収書			58	1187	薬屋生方柳太郎請取書			59	1193	八田屋領収書	十二月二十日		60	1203	清水屋勝次郎請取状	加賀見宛
61	1211	前橋竪町			62	1215	呉服屋益勘定受取	六月十四日		63	1215	細川屋	六月十四日	加賀美養仙受取				
							田村屋請取（魚屋）	加々み宛										

四、通達類

1	1148	取得税通達	明治26年	
2	1141	宇都宮共進会出品物容器の件通達	明治26年	
3	1067	ジフテリヤ取扱通達	明治27年11月	
4	1122	伝染病申告方県通達		
5	1162	梅毒患者届出方通達	明治28年5月	
6	1144	第4回勧業博覧会出品方通達	明治28年	
7	1143	鑑養仙外繭出品等級賞通達		

64	1220	覚　領収書	勝保沢久兵衛	佐内宛
65	1224	覚（米穀屋受取）	前橋佐久間町奥平	加賀見宛
66		覚（酒屋受取書）	土屋庄衛門	佐内宛
67	1236	さがみや与市領収書	三月八日	
68	1234	報告堂領収書（4枚）		

五、税領収書類

1	1239	税領収書・その他（3枚）	明治13年	
2	1157	地方税領収書	明治13年5～6月	
3	1238	税領収書（28枚）	南勢多郡南橋村	明治22年～24年
4	1158	地方税領収書	明治23年～26年	

六、往診依頼類

2	1056	灸点見舞願い状		
3	1072	往診依頼		差出人　井藤
4	1076	かぜの往診依頼		加賀美国手宛
5	1081	ほうそう往診依頼		差出人　星野辰太郎
6	1139	百軒町患者往診依頼		加賀美養仙宛
7	1142	往診依頼書状	明治15年8月	差出人　□庵
8	1191	診療依頼状		加賀美南嶺宛

七、私信その他

1	1055	呼状		差出人　江原芳平
2	1084	葬式見舞状		差出人　吉祥寺
				加賀美養仙宛
3	1085-1-2	役員選考についての報告		差出人　孫野其一
4	1086	近況報告	六月　十日	差出人
				加賀美養仙
				〃　秀四郎
5	1087	下書		女屋又助宛
				女屋英仙宛
6	1088	講演会の通知		差出人　渋川杲庵
				加賀美朝庵宛
7	1089	礼状		差出人　渋川杲庵
9	1201	往診依頼書状（口述）		加賀美南嶺宛
10	1225	呼状		差出人　青柳山即善
				院（龍蔵寺）
11	1226	往診依頼状		差出人　女屋所氏
				加賀美国手
8	1090	年賀状		加賀美国手宛
				差出人　久七
9	1091	本を借りた事の礼状	正月　二日	加賀美朝庵宛
				差出人　鑑南嶺
10	1092-1-2	伊勢参り等の事を知らせたもの		三山松貞宛
				差出人　加賀美善亭
				加賀美養仙宛
11	1094	新薬売出についての紹介		差出人　加賀美養仙
				渋川杲庵宛
12	1095	書状		差出人　渋川杲庵
				加賀美朝庵宛
13	1096	紹介状		差出人
				青柳山ニテ観世音
14	1097	書状		加賀美朝庵宛
				差出人
				日輪寺町武兵
				加賀美養仙宛
15	1098	書状		差出人　皆成院
				加賀美養仙宛

32	31	30	29	28	27	26		25	24	23	22	21	20	19	18	17		16
1181	1179	1177	1176	1174	1173	1172		1171	1169	1167	1165	1164	1163	1160	1154	1115		1099
須田裕右ェ門書状	松本為吉書状	矢部重太郎書状	関口四郎書状	福本善右ェ門書状	古市藤之進書状	養仙賀状（下書）	（仙台入学の件）	宮本品吉書状	養仙書状	渋川六郎書状	英仙書状	加賀美養仙家族書状	生形柳太郎書状	薬礼謝状	病気全快状薬願	全快礼状		書状
	四月　七日											天保十五年二月	十一月　二十日		三月			
					南嶺宛			南嶺宛									鑑大助宛	差出人　加賀美養仙

48	47	46	45	44	43		42	41	40	39	38	37	36	35	34	33
1214	1213	1207	1206	1204	1202		1200	1199	1196	1195	1194	1186	1185	1184	1183	1182
加賀美養仙書状	智親書状（病気について）	書状	女屋書状（薬の借用）	渋川宇左衛門賀状	女屋英仙賀状断簡		年末挨拶状	渋川又次賀状（系図その他）	〃	養仙賀状	病状報告書状	英仙書状（悔み状）	古市藤之進書状	綿貫白柳雨書状	桜信書状断簡	渋川六郎次書状
									〃　二十五年一月	明治二十七年一月		正月二十四日				
七蔵他22名	加賀美先生宛	加賀美寿仙宛	加賀美宛	加賀美長庵宛	加賀美養仙宛	鎌田伊十郎　安武　佐蔵　宛	加賀見養仙　差出人　渋川杲庵		須田哲蔵宛	加賀美助次宛						

49	1216	善積書状（種痘全快礼状）		加賀美養仙宛
50	1217	浦田太夫長昌書状（神主祈とう報告）		
51	1229	書状		加賀美大兄先生宛
52	1231	伊セ・浦田太夫書状（初穂書状）		
53	1231	伊勢三日市太夫次郎書状		
54	1235	庸平書状（俳句の指導）	明治二十一年二月	
55	1240	老人書状（手伝い依頼状）		養仙宛
56	1241	塩原佐平書状（蚕種について）	大正期（？）	加賀美助次郎宛
57	1053	草津・黒岩忠四郎書状		
58	1059	古市藤造書状		
59	1070	大沢美太郎書状（御令息眼疾云々）		加賀美宛
60	1071	須田秀蔵書状（睡眠薬・阿片等頂戴の事）		加賀美宛
61	1073	岡庭辰三郎書状		加賀美宛

62	1075	米野岩蔵書状（祭のよび状）		南嶺宛
63	1077-1-2	古市藤之進孝友書状（薬礼について）		加賀美南領宛
64	1078	女屋英仙書状		加賀見養仙宛
65	1079	僧　周休書状		鑑君子昌宛
66	1079	養仙書状		加賀美大助宛
67	1080	養仙書状（祖母33回忌の法事の事）		近藤忠蔵宛

八、その他書き付け

1	1065	奉公人請状	明治　六年　一月	
2	1112	油屋常七仕切状		
3	1120	正月買物覚		
4	1140	地方才覚金再出方取計覚	嘉永　元年十二月	
5	1145	群馬経済協会規約	明治二十四年	
6	1147	震災救助音楽幻燈会広告		
7	1149	水車普請入費割		
8	1155	日光名勝独案内	明治十四年　九月	

9	1159	調剤法		
10	1188	学校資産処分ニ付戸長役場		
11	1218	献金預書	嘉永　元年十二月	差出人　高須小浪
				以下七名
12	1221	詩稿（4扁）		加賀美養仙宛
13	1233	上州自由苦楽部創立ニ付		

九、軸物類

1		虎之図		狩野玉栄在信画
2		老人月を眺めるの図		岑信画
3		山水老人		探幽画
4		宝珠之図		頼襄書
5		動脈一覚図		周防今田東臨写
6		神農図		探雪図
7		龍を呼ぶ仙人		森霞巌画
8		七言絶句		藤森天山
9		滝と舟行		岑信筆
10		富岳の図		法橋梅月筆
11		医学研究図（ドクロを見る）		森霞巌画
12		帆舟二隻		岑信
13		神君御教訓		松静宝遷
14		生々薬宝		一華処士書
15		富岳之図		
16		梅菊竹図	癸未歳春日	
17		聞雲幽石処主人の図		臺山画
18		七言絶句		吟香書
19		ろばにまたがる旅人		守景画
20		帆舟山水		守景画

二、妙安寺総合調査報告 (五)

（表紙）

一 谷山記録 二

撮要

一酒井雅楽頭殿前橋ゟ播州姫路江所替之事
一酒井家江寺領願之事
一酒井家江願ゟ寺領改金子被賜ゟ事
一松平大和守殿江寺領願ゟ得共聞済無之事
一御本山へ寺相続難成ニ付願之事
一成恵院家右願置ゟ趣ニ付上京之事
一成恵院家定衆被　仰付ゟ事
一同役儀ニ付別助音御免御鍵役ニ　仰付ゟ事
一同役儀ニ付巡讃　御免之事
一同役儀ニ付色法服　御免之事
一同役被　仰付ゟ趣前橋御領主へ　御本山ゟ御届之事
一役義ニ付紫紐(カ)咒字袈裟　御免之事
一法衣小袖頂戴事
一家内京都へ引取度願并右ニ付金子拝借之事
一前橋御領主へ家内上京并御関所手形願之事
一前橋当院悉類焼之事
一成応院家金入輪袈裟　御免之事
一六藤家紋　御免之事
一先代十三幅法名　御染筆被成下ゟ事
一成応院家色法服　御免之事
一上野国触頭被　仰付ゟ事
一林光院御往生并御往生ニ付金子被下ゟ事
一林光院拾骨　須弥檀収并法名御染筆被成下ゟ事
一竹代丸尾州無量寿寺へ養子ニ遣并此節銀子拝借之事
一無量寿寺兵部卿内陣継目年数未満ニ　御免之事　奥ニ
一御戸　御仏　大仏供　巡讃　勤行　調声　伝授記
一葬礼之儀ニ付御掟書写
寛延二己巳年載晩冬
従如上人蒙　命成恵院家定衆中御
鎰役在京以来諸事　御免等記之
其外要用載之者也

宰相成応院家
㊞

印

諸御免等其外密用共具ニ記之間、此記録当院住職後住之外、雖為実子堅不可為見、成恵院主往古ゟ延享四丁卯年迄之記を巻壱とし、此冊を二とし、是より段々記也、尤永々退転無之様ニ、為住職人可被記者也

寛延二己巳年

一正月十五日上野前橋御城主酒井雅楽頭殿、播州姫路へ御所替　被蒙仰前橋ハ松平大和守殿御跡喜八郎殿被蒙　仰、同年五月廿二日御城御引渡在之、就夫当院者雅楽頭殿御先祖古河内守殿御代、下総三村ゟ武蔵河越へ被致請待、又前橋へ所替之節被召連、古河内守殿御母公当寺門徒と成被申、家中一宗之面々門徒と成、且寺領廿石寄附在之、右之通ニ而寺相続之所ニ、今度所替ニ付甚難澁ニ而致方も無之仕合ニゟ間、何卒如先規被召連ゟ様ニ可相願旨、本多所左衛門、大野九左衛門江及示談ゟ得者、今般ハ寺方ハ不被召連思召ニゟ間、縦令御願被成而茂相叶申間敷儀ニゟ、然とも御示談之趣者承置ゟ、此義ハ表向御願ハ御無用之御儀と存ゟ旨被申聞ゟニ付、左ゟハ只今迄之通、寺領御寄附被成下、

境内も唯今迄之通除地ニ被成下ゟ様ニ相願可申旨申談ゟ、此御願ハ御尤之儀と右之宗門奉行中被申ゟニ付、願書差出文言如左

以口上書奉願ゟ

一拙寺開基者宗祖親鸞聖人直弟、於関東廿四輩と申二十四人御座ゟ内、成然上人と申第六番目面授口決之真弟ニ御座ゟ、成然上人俗姓ハ藤原九條中村氏ニ而、親鸞聖人親族たるにより、聖人関東ゟ入洛之砌、為形見自作之木像真影付属御座ゟ、右成然上人下総国猿嶋郡三村と申所ニ而、開基十五世荷徳院成空大僧都迄右三村ニ罷在ゟ所ニ、古河内守様武州川越江御所替被遊ゟ節、御母公様浄土真宗ニ御座ゟニ付、拙寺安置之右祖師木像之真影御信仰ニ而、拙寺を河越へ被為呼寺地拝領仕ゟ、三村ハ拙寺懸所と相定申ゟ、其以後前橋へ御所替被為成ゟ節、被召連御城内馬乗小路ニ而寺地被下置ゟ、仍而河越之寺地ハ引払申ゟ

一東照権現様江古河内守様御取持ニ而、荷徳院御出入申、窺御機嫌度々御目見江被仰付、御時服其外数品拝領仕ゟ

一東照宮東本山御取立ニ付、拙寺安置之祖師木像之真影、東本願寺江可被差上旨荷徳院へ上意、則上使本多藤左衛門殿慶長七年拙寺江来臨、上使逗留中古河内守様御饗応被成ゟ、大橋伝市郎殿、児嶋源太郎殿江被仰付、右両人拙寺江相詰ゟ被申ゟ

一御母公様御事古河内守様御逝去以後、酒井備後守様江御引取被成、河越ニ而御逝去之由御座ゟ

一拙寺儀者本山へ他寺ニ相替ゟ由緒御座ゟニ付、御堂向本山之通被免ゟ様ニ本山へ相願申ゟ得共、至而重キ義ニ御座ゟ間、相叶兼可申歟と存ゟ所、河内守様御本山へ御頼被成下、其上大猷院様御比丘尼衆以御寿林内々御願被下ゟニ付、早速願之通被免ゟ、則御門主ゟ河内守様へ御挨拶之趣、御年寄関主税介殿へ御門跡家老粟津右近尉ゟ書翰拙寺へ被下、干今所持仕ゟ

一総州三村拙寺掛所開基以来除地ニ御座ゟ所、大猷院様御代大昌院様御取持ニ而、拙寺十六世最頂院成賢、先住荷徳院成空祖師自作之木像真影東照宮依上意本山江差上ゟ由緒を、正保年中段々及言上、右之除地を御朱印ニ被成下ゟ様ニ相願ゟ所、被聞召上慶安元年八月十七日拾石之御朱印ニ被成下ゟ

一大猷院様御他界之節、大昌院様御取持ニ而、拙寺十八世専称院成誓先々住荷徳院権現様江御出入仕ゟ由緒を以、御諷経納経相勤申度旨願上ゟ所、願之通被仰付相勤申ゟ、東叡山ニ而御布施頂戴仕ゟ

一以由緒御諷経被仰付ゟ段、大昌院様御取持ニ而相願厳有院様御代専称院、年頭独礼御目見へ相勤、御時限許領仕ゟ

一拙寺十九世即往院成実、如先規厳有院様江正月六日年頭独礼御目見へ相勤、御時服許領仕ゟ、即往院壮年之中病身ニ付、久々不罷出月中絶仕ゟ

一御城内馬乗小路寺地、明暦二申年御用地ニ付、唯今罷在ゟ板屋町へ被差出ゟ、此節為引料御蔵米ニ而寺領二拾石永々被下置ゟ

一板屋町江引移本堂建立之普請取掛罷在ゟ處ニ、大昌院様以思召、本堂上道具不残被下置ゟ、於御用場御家老中被仰渡ゟ

右之通御代々御厚恩被成下、難有仕合奉存ゟ、然所此度御所替ニ付、寺相続相成兼甚難義仕ゟ、右寺領以後永々被下置ゟ様奉願ゟ、并境内之義も只今迄之通除地ニ被成下ゟ様ニ願上ゟ、○以御慈愛願之通被仰付被下置ゟ者、難有可奉存ゟ、此段宜御取成被仰上可○偏ニ奉願上ゟ以上

板屋町

妙安寺印

寛延二巳年二月廿五日

本多所左衛門殿

天野九左衛門殿

右之通願書差出ゟ所、願之通ニ者難被仰付ニ付、今度金子廿両被下、夫ニ付御口上書御差出被成ゟ様ニと、本多所左衛門案文被相渡、其通認差

出、尤金子者金方役出渕新兵衛、鳥居新九郎被相渡右之口上書文言左之ことし

拙寺儀川越ゟ一供仕罷越、只今迄寺領被下置、除地等拝領仕ゐ処、今度御所替に付、右両様之御手当も相止、御家中旦那ニ放ゐ而者、至極難儀仕ゐ、何卒寺領除地共ニ只今迄之通被下置ゐ様奉願ゐ所、願之通ニ者難被仰付ゐ、乍去以来寺領不被下置ゐ事ゐ間、此度金弐拾両被下置ゐ、尤除地之義者被仰送ゐ間、以来願ヶ間敷義決而仕間舗ゐ由被仰渡奉畏ゐ、金弐拾両頂戴仕難有奉存ゐ、以上

五月廿一日　　妙安寺印

本多所左衛門殿
天野九左衛門殿

覚

金弐拾両也

右者今度被下置ゐ間、請取申所如件

寛延二巳年五月　　妙安寺印

出渕新兵衛殿
鳥居新九郎殿

右之通請取之案紙、所左衛門ゟ被相渡ニ付、其通相認役僧ニ為持、金方役之衆中江金子受取ニ遣ス、則金廿両渡ル、家老松平左忠へ参、御礼申上、左忠逢被申、御出之趣具ニ可申達旨被申ゐ、家老衆中最早姫路へ引移被申、左忠計残リ被居ゐ

一当御領主松平喜八郎殿江先御代寺領頂戴之寺々、当御代ゟも寺領御寄附被下ゐ様と相願可申旨、一統ニ示談之上隣寺大蓮寺と申合左之通願差出

奉願上一札之事

拙寺者元来妙安寺馬乗小路ニ罷在候所、明暦二年御用地ニ付被召上、板屋町へ被差出候大蓮寺嶋田曲輪ニ罷有候所、万治元年御用地ニ被召上、同町江被差出候右御城内御用ニ相立ゐニ付、寺領二拾石宛御附被下置ゐ、今般先規之通下置ゐ様奉願ゐ、何卒以御慈哀相願之通被仰付被下置ゐ者、難有可奉存ゐ、右之趣何分ニも宜御取成被仰上被下度、奉頼ゐ以上

板屋町　大蓮寺印

寛延二巳年九月十四日　　同町　妙安寺印

寺社方
御役所

板屋町名主　利助印

右之通相違無御座ゐ、以上

右之通寺社奉行野田弥左衛門御役所迄願差出ゐ処ニ、御先代ゟ慥成御書送も無之ニ付、難相叶旨被申渡、仍而町役所支配被寺之分申合、願書差出文言左之ことし

奉願ゐ一札之事

先達而願上ゐ寺領之儀、御先代ゟ慥成御書送も無御座ゐ故、難被任願由被仰渡、御尤に奉存ゐ得共、自今寺相続難仕、至極難儀仕ゐ、何卒被為垂御慈悲、拙寺共御取立と被為思召上、右之寺領被下置ゐハハ難有可奉存ゐ、此段以御哀憐被為入御聞被成下、御救置ゐ様ニ幾重ニ茂奉願ゐ、以上

田新町　大泉寺印

寛延二巳年九月廿四日　　榎町　政淳寺印

板屋町　大蓮寺印

同町　妙安寺

向町　橋林寺印

寺社
御役所

右之通再願差出ゟ得共、先達而茂被仰渡ゟ通之訳ニゟ得者、幾度御願被成ゟ而茂不叶旨申渡ゟ、尤願書も戻ル、ケ様申渡ゟ上ハ、願差出ゟ而茂験(カ)も無之儀ニゟ間、寺領願一統ニ申合相止メゟ也

一先御領主御代ニ八年礼其外不寄何事、当寺を領分中惣首座ニ被申渡、筆頭ニ被取扱ゟ所、当御領ニハ和朝伝来之宗旨訳ニ被取扱、尤寺社奉行直ニ取扱無之、皆以手代取扱ゟ也、当寺をも一統被取扱ゟ、何卒先御代之通リ御取扱被ゟ様ニ相願度旨、寺社奉行へ内意取繕ゟ得共、御先代ハ御縁有之ゟニ付、左様ニ御取扱と相見へゟ、御当家へハ御縁も無之ゟ得者、御願上被成ゟ而茂中々相叶申間敷、宗旨訳ハ御家風ニ而御取扱被成ゟ義ニゟ、御願ハ被差出ゟ而茂御取上ケハ有之間敷と存旨、内意被申聞ゟニ付、右之企相止メ不申出ゟ也

一当御城主より境内除地者不願、如先規之除地ニ被成被置ゟ、尤是者先御城主ゟ被仰置ゟ由也

一酒井雅楽頭殿ゟ金子廿両被下、寺領相止ミ家中門徒不残姫路へ引移、町門徒者少分之義、外ニ助力無之、寺相続相成不申ニ付、　御本山へ内々御歎申上、下間大蔵卿数代之懇意故、大蔵卿迄内願差上、今度之難渋被察　御前甚取持被給ゟ、森村宗栄難義之所、笑止ニ存内外殊外世話給、左之口上書も宗栄案文認差下シ給ゟ

奉願口上書

一此度領主酒井雅楽頭殿播州姫路へ所替ニ付、拙寺江雅楽頭殿自先代寺領寄附在之、家中旦那も少々御座ゟ而、寺相続仕罷在ゟ処、右寺領も相止ミ、家中旦那も播州江不残引越、外ニ旦力無御座ゟ故、寺必至と相続難成仕合御座ゟ条、○以　御慈悲一寺御取立旨と被　思召、被召と在京被　仰付、乍愚老身随身(カ)之　御用被　仰付被下ゟ者難有可奉存ゟ、罷登右御歎申上度奉存ゟ所、上京之働茂難成、乍恐以御願書御歎申上ゟ、去此上京之砌入御内見ゟ　御真影様依　御意指上ゟ節、自下間安揆(セナ)法印殿　御意之御消息も御座ゟ得者、由緒之義被　思召上、御歎之段幾重ニ茂宜御取成可被下ゟ、己上

上州前橋
妙安寺
成患印

巳六月　日
下間大蔵卿様

右之通内願差出ゟ所、十月五日之日付ニ而大蔵卿ゟ内願之趣承知ニ付、何分先御上京之方可然旨被申越、委細者森村宗栄ゟ申来右之書状共同月廿九日ニ相届

一右之通上京之方可然旨、下間氏ゟ被申越ゟニ付、前橋寺社奉行所へ今般本山ゟ御内用在之ゟニ付、罷登ゟ様ニ被申付ゟ間、上京仕度旨相願、尤印判ハ致持参ゟニ付、留主中寺中了覚寺正伝寺右弐ケ寺ニ代判為仕度旨、寺社役所并宗門役所へ相願、両役所ゟ願之通可申渡

一十一月十一日前橋発駕中仙道登、同廿三日京着

一同月廿四日年頭之御礼被　仰付、　御堂出仕も勝手次第と被　仰出

一極月廿三日以　思召定衆被　仰付、則御堂日記ニ茂如左

一上州前橋妙安寺成恵以　思召定衆被　仰付　右巳刻、於上檀間、月番衆被申渡称名寺同道ニて出承之

一極月廿五日別助音　御免并御鑑役被　仰付、則　御堂御帳ニ茂左のことし

一妙安寺役儀ニ付、別助音　御免并御鍵役相兼可勤之由、被　仰付今日ゟ初而菊之間江参上

寛延三庚午歳

一二月朔日巡讃　御免、則　御堂御帳ニ茂左之ことし

一妙安寺成恵役義ニ付、巡讃　御免、於上檀間、月番下間大蔵卿被申渡称名寺知東院列座承之

一二月廿七日色法服　御免、於上檀間、月番衆被申渡役義ニ付御願御免也

一前橋家内当時相続難成ニ付、京都へ引取京住為仕、前橋寺之儀者寺家共ニ留主居申付、公用寺役共ニ為動申度旨願上ル、文言左之ことし

乍恐以口書奉願ゟ

一去年酒井雅楽頭殿所替ニ付、拙寺々領弐拾石御座ゟ所、此寺領御改ニ而相止ミ申ゟ、其上家中檀那皆播州姫路へ引移申ゟ、外ニ檀力無御座、寺相続難仕、甚難渋仕ゟ、依之被召登御救被下ゟ様ニ御歎申上ゟ所、以御慈愛結構成御役義被為　仰付、難有仕合ニ奉存ゟ、就夫国元ニ老母一人妻子四人御座ゟ、右申上ゟ通之貧寺故、暮方無御座難渋仕罷有ゟ、乍恐老母妻子京都江為引越、京住為仕度奉願ゟ、尤前橋寺之義ハ寺中了覚寺正伝寺留主居申付、公用寺役等為相勤申度奉存ゟ

一拙僧義当御役被　仰付ゟ義末問も無御座、前橋領主松平喜八郎殿寺社役人へ表向之届不仕ゟ、内々ニ而先達而宰相方ゟ申達置ゟ義ニ御座ゟ、就夫拙僧方ゟ計相届ゟ而者如何御座ゟ間、御家老中ゟ右之趣城主役人へ御書翰被遣被下ゟ様ニ奉願ゟ

右之通宜様御取成被仰上可被下偏ニ奉願ゟ、以上

寛延三午年二月　　妙安寺　　成恵印

御家老衆御中

右願之通被　仰出ゟ旨、三月上旬於上檀間、月番衆被申渡

一今般御役義被　仰付ゟ儀、前橋領主松平喜八郎殿へ御届被下様ニ、上檀間へ願ゟニ付、則御家老中ゟ前橋寺社役人へ書状参、此方為心得とて写被相渡、文言左之ことし

一筆致啓達ゟ、然者当方末派其御城下妙安寺儀、今般本山役儀被申付在京之事御座ゟ、此段得御意置ゟ様ニ致度旨、右妙安寺申ゟニ付、各方迄如斯御座ゟ、恐惶謹言

三月十七日　　坪坂主馬　　直誠在判　　飼田大膳

辰好在判

粟津大学　元及在判

下間大蔵卿法橋　頼俊在判

下間治部卿法橋　頼篤在判

松平喜八郎様

寺社御役人衆中

右趣承知之返札寺社奉行野田弥左ヱ門ゟ御家老中へ参、則上檀間へ差出ス

一四月廿二日紫紐兜字袈裟依役儀　御免、右於上檀間、月番衆被申渡ゟ也

一法衣不足ニ付、御支立被下置、森村宗栄殊之外内々取持、目録左之通也

覚

一羽二重煎素絹　一加賀絹道服　一萠黄鍛子法服

一加賀絹直綴　一白羽二重小袖

右五品被下置宅へ森村宗栄持参

一前橋家内引越願之通被　仰出、就夫当時手詰、道中路用之調達出来兼ゟニ付、金子拝借相願、文言左之ことし

乍恐以口上書奉願ゟ

一先達而前橋家内京都へ引移申度旨奉願ゟ所、願之通被、仰出、重々難有奉存ゟ、就夫登リ道中入用之義、新発意宰相方ゟ書付差越申ゟ当時調達出来兼、甚致難儀ゟ間、宰相方ゟ差登セ申書付懸御目申ゟ何卒金子廿両拝借仕度奉願上ゟ、以御慈愛願之通被　仰付被下置ゟ様、宜御取成被仰上可被下奉願ゟ、以上

寛延三午五月　　妙安寺

御家老衆御中　　成恵印

右願之通五月十六日拝借被　仰付、於上檀間月番衆被申渡、金子者同十七日納戸中ゟ相渡ル、尤在役中之御合力之内ニて連々と上納可申借状納戸方へ差出ス

一今度京都へ家内引越之義、并留主中寺中之僧ニ留主居為勤申度義、且関所女通手形之願、前橋寺社役所へ差出文言左之ことし

以口上書奉願ゟ

一拙寺儀不勝手ニ罷成、寺不相続仕ゟニ付、本山へ願書差出申ゟ所ニ、旧冬被召登、依御憐愍在京役義被仰付ゟ、因茲前橋ニ罷有ゟ母壱人妻子四人、近日京都江引越之義奉願ゟ、寺之義者留主中寺中了覚寺正伝寺両人ニ領ケ、留主居為仕、公用寺役等為相勤申度奉願ゟ、右母妻子上京仕ゟ節、中仙道罷登度奉存ゟ、依之　御関所女通御手形奉願ゟ、拙僧罷下リ御願可申上ゟ所、本山御用御座ゟニ付、以新発意宰相奉願ゟ、願之通被仰付被下ゟハハ、難有可奉存ゟ、今般本山家老中ゟ書翰相添申ゟ、此段宜様ニ御取成被仰上可被下奉願ゟ、以上

板屋町　　妙安寺

在京　　成恵印

寛延三午年三月廿一日

前橋寺社

御役所

以口上書奉願ゟ

一今度老僧妙安寺以口上書奉願ゟ通、在京仕ゟニ付引越之儀御願申上ゟ、就夫老僧願之通拙僧初不残八月朔日頃上京仕度奉願ゟ、且中仙道罷越申度奉存ゟ、依之　御関所女通御證文奉願ゟ、願之通被仰付被下ゟ者難有可奉存ゟ、此段宜御取成被仰上可被下奉願ゟ　以上

妙安寺新発意　　宰相

寛延三午年六月六日　　成應印

板屋町

右願差上ゟ通相違無御座ゟ　　名主利助印

寺社方

御奉行所

覚

一女三人駕籠二挺あいこし

内壱人老女髪切　妙安寺　母

同壱人　中刺　同　寺　妻

同壱人小女ふり袖　同　寺　娘

右之通ニ御座ゟ、己上

妙安寺新発意

寛延三午歳六月　　宰相印

右之通相違無御座ゟ　　名主利助印

寺社方

御奉行所

右願書二通并御家老中ゟ之書翰、寺社役所へ差出、願之通被免横川福嶋之関所手形者九月下旬寺社ゟ渡ル、文言左之ことし

女三人内髪切壱人、小女壱人、乗物弐挺、従上野国前橋京都迄、福嶋関所無相違可被通ゟ、松平大和守殿領分右前橋城下板屋町、一向宗妙安寺母同妻同娘之由、大和守殿内根村速水、門屋助右衛門、三浦仲改付如斯ゟ、以上

寛延三年九月五日　　兵部印

内膳印

豊前印
近江印
越中印
福嶋　人改中

一横川関所女手形右之内
一五料関所女手形ハ領内之事故カ、又入リ女故歟、大和守殿家老ゟ出寺社役所ゟ渡ル
一十月朔日朝前橋出立、尤大渡実政ハ内番所故女通路ハ相成不申ニ付、五料へ廻リ申様ニ寺社奉行所ゟ申渡ニ付、仍而五料へ廻リ、夫ゟ玉村通高崎へ出、夫ゟ中仙道なり
信州松本勝甚兵衛方へ立寄同六日ニ着同十一日ニ出立同十九日京着、道中上下十人大嶋七郎兵衛を召連、其外ハ下男并雇人なり不明門通下珠数屋町上ル、玉屋甚右衛門前々ゟ之宿ニ付是へ着
一前橋寺留主居者御本山へ茂相願、御領主へも願、寺中了覚寺正伝寺両寺へ申付、隔番ニ為相勤、尤上座之事故、了覚寺へ当番先江可申付所、正伝寺義者段々勤初在之ニ付（カ）鬮引ニ申付ゟ而為取ゟ所、正伝寺当番ニ中リゟ也
一十月朔日前橋寺社役所ゟ、在京留主中寺借リ申度旨、留主居正伝寺へ被申付ゟニ付、拙僧ハ留主居之儀ニゟへハケ様之義者有無之御返答申上ゟ旨答ゟ所、左ゟハハ今日御出立之儀ニゟへハ、泊リ迄被参、宰相へ申達、御返答承、被参ゟ様ニ被申ゟニ付、正伝寺福野伝兵衛手代共召連、玉村泊リ迄参、右之段申ゟニ付、此義者宰相不及了簡ニも間罷登リゟハハ、其段妙安寺へ申聞、京都ゟ御返事可被致旨申遣ス、仍而家内京着早々ニ森村宗栄へ及示談書状案紙相認、月番下間治部卿へ右之訳相咄、案文入内見ゟ所、存寄之趣被申聞ゟニ付、其通ニ相直シ、則十一月中寺社役所へ差遣ス、文言左之ことく折紙ニ而認
一筆致啓上ゟ、追日及寒気ゟ得共、各様愈御堅固ニ被成御勤珍重奉存ゟ、然者拙寺儀本山役儀被申付在京、依之家内引越之節御関所御切手御取被下、無滞上着仕忝奉存ゟ、且又拙寺留主中寺御借リ被成度由被仰聞ゟ、此義ハ拙僧難任自分之了簡御事御座ゟ、被召登ゟ而在京之中、前橋寺留主居寺役之義如何仕ゟ哉と於本山被相尋ゟ上、寺中之者指置急度相守ゟ様ニ申付ゟ段、及答ゟ而事相済申ゟ、殊ニ妙安寺儀者住古ゟ由緒格別之地跡ニ御座ゟ、他へ借ゟ儀ハ難仕御座ゟ拙僧在京中ハ寺家之者留主居ニ差置申ゟ間、左様ニ被思召可被下ゟ右之趣御座ゟ条、御借用之儀ハ何分ニも御用捨奉頼ゟ、恐惶謹言

京都
妙安寺
成恵書判

十一月
寺社奉行所

右之書状寺社役所へ正伝寺ニ為致持参ゟ所相納ル、其後借用之儀不被申聞ゟ
一霜月十八日御役屋舗菊御門前、粟津大学被居ゟ屋敷拝借被　仰付、於上檀間、月番下間治部卿申渡、屋敷引渡シハ御普請奉行平岡左内、粟津左京被相渡、同十九日ゟ引移、是迄ハ為假屋敷と烏丸通七條上ル所有、馬屋藤兵衛裏屋敷被仰渡、是ニ住宅、今般前橋ゟ家内上京ニ付、右之屋舗被　仰渡ゟ也
寛延四辛未年　十一月八日宝暦と改元
一二月廿日夜前橋竪町三左衛門火元ニ而当院不残類焼、仏具并諸道具余程焼失、但シ土蔵一ケ所相残、焼失之建具等左之ことし
本堂御影堂兼
一御堂拾間八間　内陳上組物外陳軽キ組物
中尊須弥檀　御開山須弥檀
内陣四間三間　九十字間弐間　弐間半
御簾間飛誉間壱間半
御拝三間弐間　内陣丸柱

外陣角柱　　内三方椽壱間通リ
外椽前通リ斗也十間　五尺
後堂十間　一間半ヒサシナリ
　　内陣通リハ二間半ナリ
一鼓楼并茶所　上鼓楼壱間四方　下茶所弐間四方　軽キ組物
一鐘撞堂　弐間四方　軽キ組物　鐘焼落候得共、無難声も少も不替也
丸柱
一中門　三間九尺　上惣組物也
丸柱
一惣門　未再建無之仮屋ナリサクモンナリ
一太子堂　二間四方　惣組物
御拝壱間ニ四尺也
一書院　六間三間
上ミ間三間四方　床并違棚、袋棚クワトウロアリ絵間
次ノ間三間四方　絵間
一座舗　三間二間半　床在之　絵間
一玄間　弐間四方　絵間　マヘラ戸四枚
敷台弐間壱間　組物弐在リ　虹梁　破風口
一對客間　四間二間半
上ミ間弐間半弐間　床并違棚袋棚在リ　絵間
次之間同断　床押入在リ　同断
右絵之間分ハ大橋郷助随應軒寛信筆
後ニ号橋本学水と
一勝手　七間六間
奥二間四方　床并押入袋棚在リ
内仏間一間半弐間　押入在リ
居間弐間四方　床并押入有リ
納戸間弐間一間半

物置同断
茶間四間三間　長囲炉裏ニアリ
伴僧部屋　弐間四方二ツニ仕切リ在リ
上ミ女部屋　弐間一間二ツニ仕切リアリ
台所三間半三間　土間也入口大戸弐枚
下女部屋一間半四方
外ニ
男部屋弐間半弐間　是ハ台所二階也
一隠宅　四間二間半
上ミ間弐間四方　床并押入有リ
次之間弐間壱間半
納戸間弐間壱間
一土蔵　弐間四方　二階在之戸前捕在リ惣裏板也　此蔵計焼残ル
一御堂ヱ之廊下　五間弐間
一隠宅ヱ之廊下　弐間半壱間半
右之外木部屋弐ケ所湯殿雪隠数ケ所皆類焼
一四月廿七日内々依御伺先格之通宰相成應金入輪袈裟着用　御免、於上檀間月番下間治部卿、粟津大学被申渡、尤四五日已前成恵院家口上ニ而上檀間ヱ御伺申上置ゟ也、　御礼御菓子料銀弐両献上上檀間へ宰相参上

三、五十五年度前橋市指定文化財

1　秋元氏墓地

一、所在地　前橋市総社町植野一五〇（元景寺墓地内）
一、管理者　元景寺（代表役員　大滝昭雄）
一、現　状

元景寺墓地の南入口より、真正面に秋元景朝の墓、及びその室春、長朝側室戌の墓がある。

景朝の墓は、むかって左側で、三つの墓域の中で最も高所、東西四・六五m、南北四・五〇mの方形の墓域内に正面を東にむけ、そこに戒名「春光院殿気山元景大居士」、南の面に没年月日「天正十五年十一月十二日」が刻まれている。景朝の室春の墓は、三つの墓域の中央にあり、景朝の墓より一段低く、東西六・八五m、南北六・一五mの墓域を持っている。墓石の南面に戒名「光厳院殿心月等清大姉」、及び同面に没年月日「天正八年七月十六日」が刻まれている。墓域内に大型の宝篋印塔がある。長朝側室戌の墓は、むかって右側、景朝室春の墓域よりさらに低い位置にある。東西二・六五m、南北二・六mの方形の墓域を持っている。墓は他の二基に比して小形であり、南向きの正面には、戒名「心窓院殿華月芳永大姉」、及び没年月日「寛永七年四月二日」が刻まれている。西面には長朝の側室で、泰朝の母という内容が刻まれている。また、この墓域前には、六角燈籠がある。

一、概要及び性格

秋元氏は上総国秋元之庄に居住したことから秋元氏を名乗り、初め上杉氏（憲政）、次に北条氏、さらに徳川氏に仕えた。系図によれば景朝の代に総社に所領があり、景朝が没したのは、武蔵国深谷であるが、上野国勝山の前の荒野に埋葬されたということである。後にこの地に一寺が建立されたが、これが現在の元景寺となっている。なおこれら三基の秋元氏関係の墓は、元録から正徳の間で建てられたものと推定される。

一、指定の理由

秋元氏は、江戸時代の総社地域の発展の基礎を築き、その行跡は多大である。また当地域の歴史を研究する上で欠くべからざるもので、史跡として指定するにあたいする。

2、秋元氏歴代の墓

一、所在地　前橋市総社町総社一六〇六（宝塔山古墳々頂）
一、管理者　光厳寺（代表役員　田中耕順）
一、現状

光厳寺東方の宝塔山古墳々頂上にあって、南北一一・四m、東西一〇・八mの方形の墓域を形成する。入口付近には、石製水盤が左右に各一基あり、墓域内には、入口より正面にほぼ同形の墓四基、その左右に各二基、四基の後にほぼ同形の墓一基とやや小型の墓三基が並んでいる。その他石燈籠が十二基、墓域内に存在している。

各墓石正面（東面）には、戒名が、裏面（西面）には没年月日が刻まれており、これを秋元氏系図に合わせてみると、総社城の築城を行った長朝から、明治十六年に没した礼朝まで各々対比することができる。系図によれば、長朝の子泰朝、その子富朝、忠朝は没した後、宝永二年三月二十九日に、当墓地に改葬した事が明らかである。戒名と没年月日は次のとおりである。

長朝　寛永五年八月二十九日　年八十三　江月院殿巨岳元誉大居士
長朝室久　天正十年四月九日　林昌院殿桃安清見大姉
泰朝　寛永十九年十月二十三日　年六十三　昭尊院殿道哲泰安大居士

富朝　明暦三年六月　十七日　年四十八　清厳院殿雲山元日大居士
忠朝　慶安三年九月二十八日　年三十三　英長院殿性盛元心大居士
喬知　正徳四年八月　十四日　年六十六　済川院殿義舟喬知大居士
喬房　元文三年九月　五日　年五十六　泰元院殿智山義勇大居士
喬求　延享元年二月二十六日　年二十九　誠心院殿義由智貫大居士
涼朝　安永四年五月二十四日　年五十九　化城院殿休弦涼朝大居士
求朝　文化七年七月　九日　年七十三　大隆院殿慈覚永朝大居士
久朝　弘化四年十月　十九日　年五十六　享徳院殿哲明久朝大居士
志朝　明治九年七月二十六日　年五十七
礼朝　明治十六年六月十三日　年三十六

一、概要および性格

景朝の子長朝の代に、慶長六年（一六〇一）に家康により総社六千石を与えられ、後一万石、一万五千石へと加増され、その子泰朝と共に三十年間、甲斐谷村に転封されるまでこの地を領した。この間、総社城の築城、城下町の形成、天狗岩用水の開さく、新田開発等、江戸時代の総社地域発展の基礎を築いた。その行績は多大である。甲斐転封後は、長朝より五代目の喬知の時、元和から宝永年中（一六一五から一七一一）に寺社奉行、若年寄、老中に列したが、田沼意次に忌避され出羽国山形に左遷、十一代志朝の代、弘化三年（一八四五）に館林六万石に転ぜられ、その養子礼朝の代に明治維新になった。

なお、長朝は、元景寺を、その父母のために建立し、泰朝は、光厳寺を建立し菩提寺とした。ただし光厳寺は、初め新規の建立が不可能であったため、総社神社の近傍の徳蔵寺を菩提所として光厳寺と改め、慶長十二年（一六〇七）に総社町に移し、明治になってから両寺は分離し現在に至っているという。

一、指定の理由　前項「秋元氏墓地」に同じ。

3　今井神社古墳

一、所在地　前橋市今井町白山東八一八
一、管理者　今井神社（氏子代表　沼田邦雄）
一、現　状

本古墳は、荒砥川の左岸すなわち低台地の西端に位置する前方後円墳で、旧利根川の低地帯に面している。昭和十年の段階では、本古墳の周囲には、十五基の古墳が確認され旧荒砥地区にあった大古墳群の西端にあたる。

墳頂には、今井神社の社殿がたち、墳頂部の原形はそこなわれているが、墳丘全体としては、良く保存されている。また主体部に使用されたと推定される石棺が、神社を建てる際出土しており、後円部墳頂部及び墳丘上に残存している。

墳丘周囲には、周堀が確認されているが（昭和五十五年十二月調査）この部分については、土地改良事業によって、道路がとりつけられた。

一、概要および性格

本古墳は、前方後円墳で、その規模は次のとおりである。

墳丘軸長　七一m
前方部幅　五〇m
後円部径　四四m
周　堀　幅　前方部南　九m
後円部北　九・六m
くびれ部分東　一八・四m
くびれ部分西　一一・二m
周堀を含めた規模　全長　約九〇m
前方部前幅　約八二m

主体部は掘り出されているが、前記のように、それに使用した石棺（凝灰岩）が残っている。これは、組合せ式石棺とみられ、竪穴系の主体部を持つ古墳と考えられる。石棺の内側には、赤色顔料を塗った痕跡が認められる。副葬品は不明である。

本古墳の構築時期を推定すると、主体部が「組合せ式石棺」をもつ竪穴式であること、かなり大形の円筒埴輪を配列したとみられることから、五世紀代の構築と思われる。いずれにしても、城南地区における古墳群中、古い時期に属する。

一、指定の理由

(1) 主体部は掘り出されているが、墳丘全体として良く保存されている。

(2) 主体部の詳細、副葬品等については、不明であるが、出土している棺等により「組合せ式石棺」を使用した竪穴式の古墳で、その構築は五世紀代と推定される。

(3) 「組合せ式石棺」を使用した主体部は、前橋市では他に見られない等、本古墳は、当地域を研究する上で、貴重な資料であり、また、学術的に価値があると思われる。

四、昭和五十六年度埋蔵文化財発掘調査概報

1 富田遺跡群（土地改良事業に伴う事前発掘調査）

一、所　在　地　前橋市富田町字細田二八四ノ二）
　　六反田三四九　　他九筆
　　東原七七五ノ一）

二、調査年月日　昭和五十六年四月十七日～六月一日

三、発掘調査の概要

㈠ 調査面積　約四五〇〇㎡（A・B・C・D・Eの五地区合計）

㈡ 遺構遺物の数量

イ、遺構数　古墳六　竪穴住居跡六（古墳一　奈良一　平安四）
　　女堀遺構一か所　その他（溝七　道一　ピット一三）

ロ、遺物量　古墳にかかわるもの　埴輪　パン箱二六箱
　　住居にかかわるもの　土器・石器　パン箱四箱

㈢ 遺構・遺物の概要

イ、古墳は、C D区に三基（一・二・六号墳）E区に三基（三・四・五号墳）発見された。共に円墳で、六号墳をのぞき、墳丘はローム面まで削平され、主体部は詳細不明で周堀を主とする調査となった。遺物は、一号墳で、壺、坏及び鉄鏃破片、二号墳で壺、三・四・五号墳では埴輪が、いずれも周堀内から出土した。六号墳は主体部が、偏平な河原石で組まれ最大長一七五㎝、最大巾四五㎝の竪穴であり、遺物は出土しなかった。

ロ、住居跡はB区から古墳後期一、奈良期一、C区から二、D・E区からそれぞれ一の平安期の竪穴住居が発見されたが、いずれも耕作などの後世の攪乱と調査区域の関係から、はっきりした遺構像はつかめなかった。

ハ、女堀遺構は、道路施工にあたる部分を南北にトレンチ調査をしたところ、現地形での段差より南へ一四m地点から北側の堀り込み（底までの比高一・五m）そこからさらに南二五mの地点で南の堀り込みが確認でき、浅間Bの灰の純層堆積後、時を置いて開削されていること、及び堀の底は現在、トレンチ東一五〇mの地点をトレンチにほぼ平行して南流している荒砥川の二ツ岳軽石降下以前の河川敷と考えられる河原石であることが認められた。

2　西大室遺跡群（土地改良に伴う事前発掘調査）

一、所　在　地　前橋市西大室町字乾谷一八七二
　　北山一九一八ノ六
　　吉原四五四ノ一　他一一九筆

二、調査年月日　昭和五十六年六月一五日～五十七年一月九日

三、発掘調査の概要

㈠　調査面積　約七・五*ha*（A・B・C・D・E・F・Gの七地区）

㈡　遺構遺物の数量

イ、遺構数　古墳二（ただし一基は道路施工部分にかかる周堀の一部）
　竪穴住居跡　一八一軒
　弥生式土器を伴う住居　二八軒
　古墳時代（鬼高Ⅱ～鬼高Ⅲ）　一〇八軒
　奈良時代（国分の早い時期）　六軒
　平安時代（国分最盛期）　三四軒
　不明　五軒
　周溝墓　八基、中世墓壙　四基、城跡　一、
　溝　二一本、ピット　二五

ロ、遺物量
　古墳にかかわるもの　埴輪片、パン箱一箱
　竪穴住居にかかわるもの　土器・石製品、鉄滓、フイゴ、破片　パン箱一九〇箱
　周溝墓にかかわるもの　土器・パン箱二箱
　中世墓壙にかかわるもの　板碑断片一、五輪塔二基分
　洪武通寶一枚、元豊通寶一枚、灰釉皿一、青磁破片
　城跡にかかわるもの　内耳鍋断片、土師質皿一三枚、
　洪武通寶一枚

㈢　遺構・遺物の概要

イ、古墳　上毛古墳綜覧荒砥村第64号墳については、南側一か所のみのトレンチ調査であるため、周堀の一部を検出したに止まり、径約三六*m*の円墳が想定できた。同第62号墳については、墳丘が北東部4半分のみ残り、二ツ岳軽石を含む黒色土層の上に構築されていること、また周堀から、直径が55*m*前後の円墳であることが確認できた。なお主体部は、完全に破壊され、石室に使用されたと思われる大振りの石が一石残っていた。

ロ、住居、乾谷沼北斜面（C区）からは、弥生式土器でも赤井戸系の影響が強く樽系の土器は客体的存在と思われる住居一三軒が検出された。石田川系の影響もうけており、各々の住居間に、多少の年代の違いはあるが浅間C軽石降下以降4世紀後半と考えられる。乾谷沼東丘陵南半分（D・G区）は、弥生式土器でも樽系の櫛書文がC区より多く赤井戸系は少ない。石田川系の土器も混じる。C区の住居より古いもの二軒、ほぼ同年代かやや新しい住居一三軒が検出された。

古墳時代の住居は、D区全体に分布するが東南部にやや少ない。形式的には、鬼高Ⅱ～鬼高Ⅲで、鬼高Ⅱでも鬼高Ⅲに近い部分を占めている六世紀後半以降七世紀代が中心と思われる。

奈良時代の住居は一軒を除いて丘陵東斜面に検出されている。国分の中でも最も早い時期のもので奈良時代の後半と思われる。

平安時代の住居は、前期の五軒にひき続き国分最盛期で五軒を除き、東斜面に集中して検出された。下限は、土師器だけに限定され、土釜が出現する一一世紀以降と思われる。

ハ、周溝墓は、乾谷沼東丘陵南西斜面（F区）に方形が四基（渡りはない）同丘陵南頂上部附近（D区）に方形が一基、円形が二基、円形に類するものが一基（四基とも渡りあり）検出された。いずれも主体部

は削平されていて、二基を除き周溝内から壺、小型甕、等出土し弥生式土器的様相を持つ土師器である。

ニ、中世墓壙　乾谷沼東丘陵（D区）南東斜面の比較的裾部に集中し、一号墓壙は隅丸方形で上層から五輪塔の一部、床面から灰釉の皿、砥石、床面から三〇cmから頭骨出土。二号墓壙は方形、出土品なし。三号墳も板碑断片、元景通寶一枚出土。四号墓壙は隅丸方形で洪武通寶出土。

ホ、城跡　乾谷沼の谷東丘陵末端に位置する大室元城跡は、調査の結果、南半分は、外周径ほぼ九五m、内周径ほぼ六〇mの二重の堀。北半分は、南の外周と西側では連続し北西隅で内弯、北東隅でほとんど直角に内側にまわり込み、南半分の内堀より内側に位置して終る。外周南北径ほぼ九七m。

ヘ、溝　C区に一本、乾谷沼の谷東丘陵南斜面（G区）に二本、F区に一本、D区に一七本の溝が検出されたがいずれも住居を切っているので平安後期以降であり、D区南東部では溝を埋めた土の上にさらに墓壙を掘った時のものと思われる土が載っていたことから墓壙が作られた時より古いと考えられる。

ト、ピット　C区の一は直径一・三m、深さ一・三mの井戸状で底部から弥生式と思われる甕底部が出土、G区南隅では二間、二間に組める堀立柱跡八個が検出された他は、性格がつかめなかった。

3　西大室遺跡群　―梅ノ木地区―

（土地改良事業に伴う事前発掘調査）

一、所　在　地　前橋市西大室町字梅ノ木二五四四番地以下十七筆

二、調査年月日　昭和五十六年十月一日～十一月三十日

三、発掘調査の概要

本遺跡地は桂川右岸の舌状台地縁辺部に位置し、桂川の氾濫による影響を多分にうけている。そのため、A区ではしっかりした洪積層（ローム層）の堆積が見られるものの、B区では沖積層が認められ、C・D区では洪積層が流されて、水性堆積による砂礫層が厚く堆積している。

本遺跡調査は、西大室土地改良の一環として、梅ノ木地区道水路部分、約二千五百㎡を発掘調査したものである。

その結果、古墳時代ならびに平安時代の竪穴住居等三十五遺構が検出された。

㈠　遺構・遺物の数量

イ、遺構数

古墳時代　竪穴住居跡　二七

平安時代　竪穴住居跡　三　井戸状ピット　一

中世　井戸状ピット　一

ロ、遺物量

縄文時代　土器片　若干　蜂の巣石　一　石斧　一

古墳時代　土器（土師器及び須恵器）土製品・砥石・鉄製品等

パン箱　四〇

平安時代　土器（土師器・須恵器）円筒埴輪等　パン箱　一

中世　宋銭六枚（皇宋通宝・嘉祐元宝・治平元宝・淳寧元宝・元豊通宝・元祐通宝）

㈡　遺構・遺物の概要

イ、縄文時代　表面採集及び古墳時代住居跡覆土から、縄文式土器破片（前期・中期）と蜂の須石、石斧等が出土、遺構は検出されなかった。

ロ、古墳時代・住居は石田川期四軒、うち一軒は五〇㎡を超える大型住居で、S字口縁脚付甕・坩・器台・壺・高坏が出土した。和泉期二

軒と共に洪積層及び沖積層に立地している。鬼高Ⅰ一八軒は、大部分が桂川による水性堆積の砂礫層の中に形成されている。

ハ、平安時代　住居は三軒で、うち一軒には切石の砂質凝灰岩の袖を持つ竈を有し、大中小三枚組の土師坏と須恵坏が出土。他二軒は重複で、桂川直上の河岸段丘に掘り込まれ、高台埦、灯明皿、羽釜が出土。竈の袖に円筒埴輪使用。

ニ、中世　井戸遺構に、皇宋通宝、嘉祐元宝、治平元宝、熙寧元宝治平元宝、元豊通宝、元祐通宝出土。

4　二本松遺跡群（城南工業団地造成事業に伴う事前発掘調査）

一、所　在　地　前橋市飯土井町一二六四番他

二、調査年月日　昭和五十六年四月一三日～九月二二日

三、発掘調査の概要

二本松遺跡は城南工業団地造成事業に先立ち、予定地内を東西に横断する女堀の一部と土師・須恵器の散布地の計二八・五〇〇㎡に対して発掘調査を実施したものである。後者の散布地は、神沢川右岸の自然堤防状の微高地に所在し、南北約三〇〇m、東西約五〇mの範囲から、奈良時代後半～平安時代前半の竪穴式住居跡を中心に総数一二七遺構を検出した。

㈠　遺構・遺物の数量

イ、遺構数　一二七

縄文時代　竪穴式住居跡二　ピット五

古墳時代　竪穴式住居跡六　石組遺構一（横穴式石室？）

奈良・平安時代　竪穴式住居跡八四　井戸跡一　ピット一二

溝状遺構六　掘立柱建物跡三

中世以降　女堀　ピット六　溝状遺構一

ロ、遺物量

縄文時代　土器・石器　パン箱三

古墳時代　土器　パン箱三

奈良・平安時代　土器（土師器・須恵器・灰釉陶器）鉄製品等パン箱四四

㈡　遺構・遺物の概要

イ、縄文時代　二戸の竪穴住居は、いずれも円形で、加層利E期に属するものである。

ロ、古墳時代　石田川式土器を伴う竪穴住居跡六軒、うち一軒は火災住居で良好なセットの土器出土。

ハ、奈良・平安時代　国分期の竪穴住居跡八四軒を検出。土器形式から見て三期に分けられ、さらに各時期四～一一軒を一群として五群に分けられる。その一群内は、重複や接近が多く二～三時期の変遷が見られる。従って一時期二～三軒が存在し、掘立柱建物跡や井戸は、これら小集団に付随していたものと見られる。遺物として、墨書土器、刻書土器、刀装具（口金物）等がある。

ニ、女堀　道路施工部分幅約二〇mを発掘調査した。この地点では、堀の両側に土盛が良く残っていた。この土盛は浅間B軽石層の純層の上に載っていた。堀は、底部で幅一四m～一八m、その中央に更に幅三m、深さ一mの細い溝が通っていた。遺物は、堀底部付近から笄一個が出土した。

5　鶴谷遺跡群（前橋総合運動公園事業に伴う事前発掘調査）

一、所　在　地　前橋市二之宮町字鶴谷一二七番地他十筆及び荒口町字鶴谷四二六―一番地他一三筆

二、調査年月日　昭和五十六年四月十七日～昭和五十六年八月三十一日

三、発掘調査の概要

前橋都市計画事業による前橋総合運動公園の建設区域二二、三*ha*のうち、本年度は昨年度に引き続き、次の部分について第二次調査を実施した。なお、当地内における発掘調査は本年度をもって終了した。

自由広場予定地（西側丘陵地　約一五〇〇㎡）

駐車場予定地（東側丘陵地　約八〇〇〇㎡）

進入道路予定地の一部（女堀遺構　約三〇〇㎡）

合計二三三〇〇㎡。

その結果、西側丘陵地からは、古墳時代前期から奈良・平安時代に及ぶ竪穴住居跡が検出され、東側丘陵地からは、弥生時代中期から古墳時代、奈良、平安時代の住居跡、及び中世の古墓群、集石群が検出された。

㈠　遺構・遺物の数量

イ、遺構数

縄文時代　ピット一

弥生時代　竪穴住居跡二

古墳時代　竪穴住居跡九三

奈良・平安時代　竪穴住居跡三四　ピット二　井戸二　溝三

中世　古墓群一　集石遺構四　女堀遺構一

ロ、遺物量

縄文、弥生、古墳、奈良、平安時代　土器・土製品・鉄製品・石製品　パン箱一四〇箱

㈡　遺構・遺物の概要

イ、縄文時代　表面採集では、東側丘陵地において、縄文時代早期（約七〇〇〇年前）と思われる尖底土器の底部が発見されたが、遺構は検出されなかった。

ロ、弥生時代　弥生式土器を伴う住居跡、及びそれに類似する住居跡が東側丘陵地から検出された。

ハ、古墳時代　東西両丘陵地から九三軒の竪穴住居跡が検出された。土器の形態から、石田川期→和泉期→鬼高期と間断なく続いており、各時期の住居の規模や形の変化、炉から竈への推移、生活用具の変化等を知る上で貴重な資料を得た。又、火災によって廃棄されたとみられる九六号住居跡からは、多量の炭化米の入った壺が出土した。この住居跡の検出によって、当時の食糧形態の一端や収穫された米の貯蔵形態、及び一住居内で使用された土器の種類や数等を知ることが出来た。

ニ、奈良・平安時代　東西両丘陵地から三四軒の竪穴住居跡のほか、生活、生産に関係するピットや溝、井戸跡が検出された。特に竪穴住居跡は、第一年次調査地の発掘区北部と同様、東南の微傾斜地に集中して造られる傾向がみられ、地形と居住との関係を考える上で、有益な資料を得ることが出来た。

ホ、中世期と推定される古墓が、板碑・古銭を伴って、東側丘陵地中央部から検出された。十四世紀代のものと推定され、南北朝期から室町初期にかけての荒砥地区における信仰形態を考える上での貴重な資料になると思われる。

ヘ、女堀については、道路施工上の制約等により、トレンチ調査を実施したが、現在の北側の畔が女堀の北の立ち上がりにほぼ対応すること、及びB軽石の純層（紫灰）の堆積後、時をおいて開削されていることが確認出来た。

6　檜峯遺跡群

一、所　在　地　前橋市上泉町字檜峯　五代町字檜嶺

二、調査年月日　昭和五十六年十月二十一日～昭和五十六年十二月四日

三、発掘調査の概要

本遺跡は佐田建設株式会社のグランド建設予定地である。昭和五十六年十月初旬、試掘調査をしたところ竪穴住居址が確認され発掘調査に及んだ。発掘調査面積は約八一〇〇㎡である。

(一) 遺構・遺物の数量

イ、遺構数　竪穴住居跡　七六
　　掘立柱建物跡　一
　　ピット　二
　　溝　一

ロ、遺物量　コンテナバット　七〇箱分

(二) 遺構・遺物の概要

イ、遺　構

都合七六の竪穴住居跡を大きく時期別にみると、鬼高期一一、真間期二三、国分期三七、不明五となる。本遺跡の地形は、赤城南麓の傾斜地で、巨視的には南に傾くものの、微視的には、北半分が南東に、南半分がむしろ南西に傾くといえる。この傾斜する面に七六の住居跡が展開されていたわけであるが、各時期を通じて斜面北側に住居跡の集中する様相がみられた。しかし、真間、国分と時期が下るに伴い住居跡の配し方が拡散してくる。では、それぞれの時期の住居跡からみられた特徴を記してみたい。

鬼高期では、一四号住居跡の五、一×七、四（m）を最大として、規模の大きいことが挙げられる。竈のつくり方も丁寧で、二一号住居跡のように左右の袖部に三個ずつ長甕を使用している例もある。竈は壁内に大きく突き出すことも特徴といえよう。床は貼床のものが多く、柱穴も四個確認されるものが目立った。

真間期では、その規模は少々小さくなる。しかし、ロームの掘り込みがたいへんに深いのが特徴といえよう。また、竈も壁内からやや外へと移行する傾向が窺えた。

国分期では、規模が小さくなり五九号住居跡に至っては二、四×二、九（m）を計測した次第である。掘り込みも浅く、竈も壁外に築かれるものが目についた。

ロ、遺　物

鬼高期では、一住居跡から多くの出土遺物をみ種類も甕・坏・甑・鉢と多彩。時期的には鬼高でも新しい方に入るようである。坏は体部に段（稜）が明瞭なものと、不明瞭なものが混在している。甑は、単孔式と多孔式のものが確認された。

真間期では、坏・長甕が大部分を占めた。長甕からは、口縁部が水平に開き、口経の大なる特徴が窺えた。六二号住居址からは西壁近くより奈良三彩小壺がほぼ完形で出土している。肩部を強く張り、直線的に底部に行く姿は見る者にすっきりした印象を与える。緑・黄・褐色の発色も非常によく千年もの長い間、地中に眠っていたのが嘘のようにも思えるほどである。胎土は卵殻色で砂粒をほとんど含まないほど精選されている。成形はロクロ水挽き、右回転である。この六二号住居跡からは、鉄製の匙状のものが二個出土している。一は竈内からみつかり、柄らしきものも付いていた。他は三彩小壺の近くから検出されている。

国分期のものは、完形での出土例が比較的少なかった。種類では坏と甕・灰釉皿が挙げられる。とくに灰釉皿からは折戸五三号窯式が窺えた。四七号住居跡からは、鉄製鎌二丁と砥石が検出され、鉄器の普及が思われる。

以上のような成果を得て終了した発掘調査ではあるが、三彩小壺をめぐっての新たな問題を投げかけた檜峯遺跡発掘調査ともいえる。

7　金冠塚古墳（環境整備事業にともなう発掘調査）

一、所　在　地　前橋市山王町一丁目十三番地の三
二、調査年月日　昭和五十六年九月二十五日～十一月十一日
三、発掘調査の概要

前橋台地東端を南流する広瀬川は旧利根川流路と言われ、文京町より朝倉、広瀬、山王町にかかる右岸は、県内でも有数の古墳分布地帯で、『上毛古墳綜覧』に記載されたものでも一四四基を数える。しかし近年の開発の波により、多くの古墳が未調査のまま平夷され、残された古墳の保存と整備が急務となってきた。本墳も残された数少ない古墳の一つであるが、墳丘上段は削平され、多くの葺石が散乱し、損壊が著しい状態であった。そこで、今次の調査を実施し、墳丘の整備保存をはかることにした。以下調査の概略を述べる。

墳丘は、二ツ岳軽石を含む黒色土層上に構築され、二段築成で、上段部は根石を残して削平されていた。基段部葺石は根石に、長径二〇～四五cmの河原石を使用、その上に長径二〇cm程の扁平な河原石を小口積みにしている。特にくびれ部については、他の根石より大きな石を用いている。トレンチで確認しえた計測値は次のとおりである。

墳丘主軸　五二・二五m
墳丘基段
　後円部径　三二・三〇m
　前方部前幅　四二m
　くびれ部幅　二四・九〇m

周堀は、限られた調査区のため、全容はつかめなかったが、墳丘基段部葺石の根石より二～二・四mにわたるテラス状平坦面があり、その外側に検出された。

石室は、旧地表面より〇・四～〇・六m盛土をした上に、人頭大の石を敷きつめ、その上に壁を積んでいる、角閃石安山岩を五面に削り、切組を多用している。残っている部分についての計測値は、奥壁幅二・四二m、左壁長三・六四m、左袖〇・三一mとなる。裏込めの外周はていねいに石積みされ、二・六mの厚さで馬蹄形のプランを呈する。

遺物は、鉄製挂申札、鉄鏃、絞具、半球形飾金具等の断片を検出した。埴輪は多く、墳丘基段根石近くに破片の状態で出土。周堀にかかるテラス状平坦地から円筒埴輪がプライマリーな形で出土した。形象埴輪は靫、馬、人、楯、大刀等が墳丘から転落した状態で出土。

8　山王廃寺跡第七次調査

一、所　在　地　前橋市総社町総社昌楽寺廻り地内
二、調査年月日　昭和五十六年十月一日～十一月十四日
三、発掘場所　前橋市総社町総社二四〇八番　他八筆
四、発掘調査の概要

(一)　遺構・遺物の数量

イ、遺構数
　塔跡（北および西側の一部）　一
　掘立柱柱穴跡　二
　竪穴住居跡（古墳時代後期）　五
　ピット　四
ロ、遺物量　瓦を主体として　パン箱約五〇箱分

(二)　遺構の概要

本年度の発掘調査地点は大きく三地区に別れる。一は塔心礎を中心とした日枝神社境内であり、二は第六次調査で検出された金堂跡の西および南側であり、三は推定寺域内の南東隅部である。それぞれ、塔跡の規模を確認すること、金堂跡の西根を確認し、同時に廻廊等の施設を確認

すること、および緑釉水瓶を併出した遺構等を確認することを目的としたものであった。そのため、これらの目的に沿って、約一〇〇〇平方㍍の畑地および境内地を選定し、発掘調査を行った。

塔跡は、基段が塔心礎から北へ七m、西へ七mの範囲に伸びることが判明、従って東西一四m、南北一四mの規模を持つことが推定される。特に、塔心礎付近では、「版築」が一四層にわたって施されていることが確認できた。また、塔基壇北限からさらに北に向かって白色粘土が一〇cm程の厚さで敷設され、第六次調査で確認された西側白色粘土帯と連なり、この粘土帯の上に玉石が敷かれていたことが明らかになった。また金堂の東西長が二五m以内にくることが判明した。

㈢　遺物の概要

塔跡を中心として夥しい量の瓦が出土した。新たな軒丸瓦の発見はなかったが、軒平瓦については唐草文意匠をもつものが二種類発見され、新たな資料の追加となった。また、文字瓦も十数片発見され、その中には「馬」「八伴」（？）「人井」など新知見のものが含まれていた。特に、「八伴」は国分寺で発見されている「八伴氏成」の文字瓦との関連を考える上で貴重な資料である。

㈣　ま　と　め

本年度の第七次発掘調査によって、塔跡の様相が明らかとなり、一辺十四㍍の一部版築を施された正方形基壇の上に塔建物が建立されていたことが判明した。また、第六次調査結果と合わせて、金堂跡は東西長二十五㍍以内、南北長十七㍍以内にくることが判明した。

さらに、新たに発見され唐草文軒平丸、および「八伴」の文字瓦は国分寺との関係をより密接に考えさせるものであり、更なる検討を要するものである。

加々美家関係資料

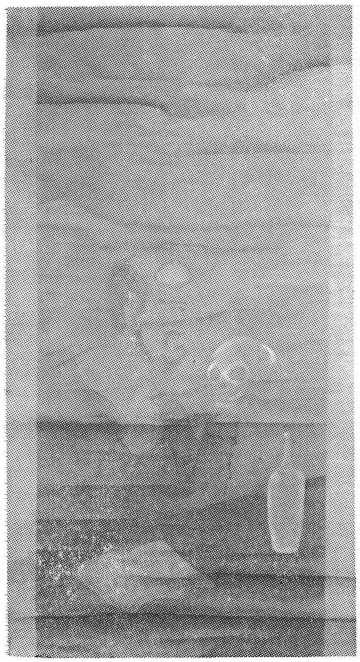

医学研究図

動脈一覚図

薬　研

昭和五十六年度

前橋市指定文化財

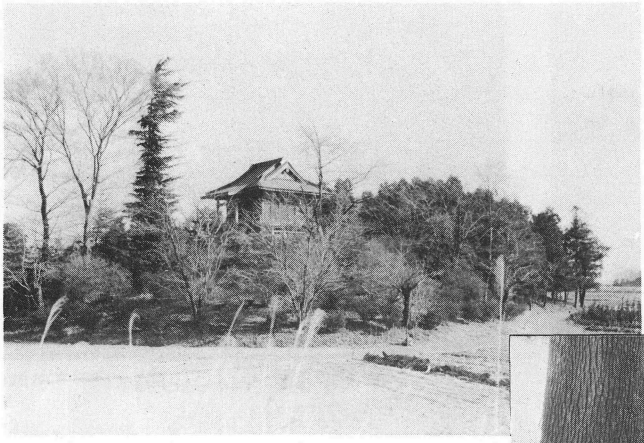

今井神社古墳

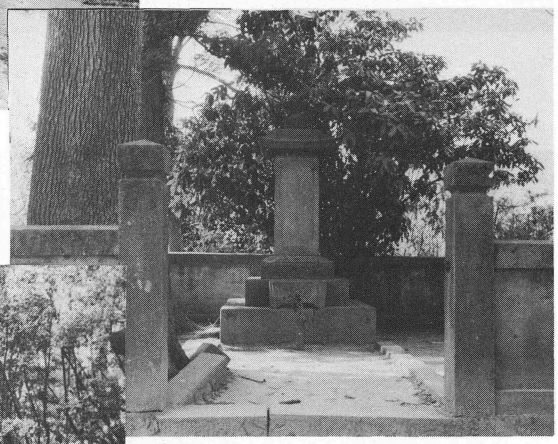

秋元氏墓地

秋元氏歴代の墓

昭和56年度埋蔵文化財発掘調査

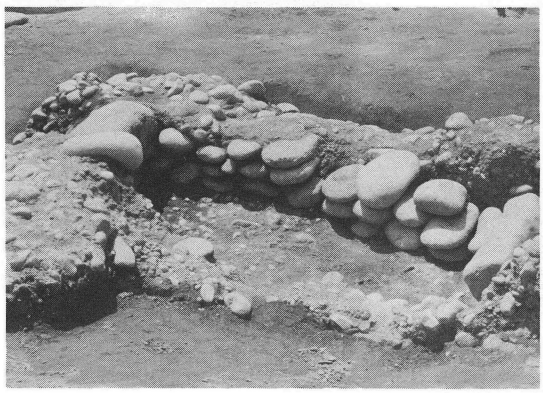

富田遺跡群東原11号墳

富田遺跡荒砥村351号墳出土埴輪頭部

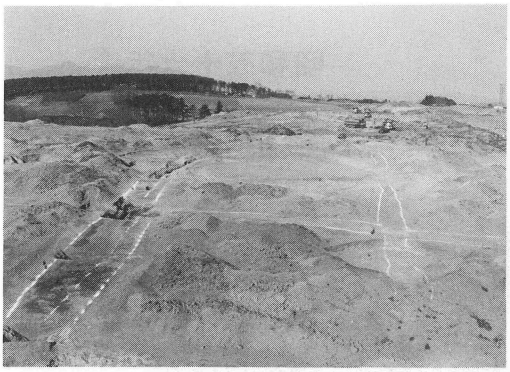

西大室遺跡群Ｄ区

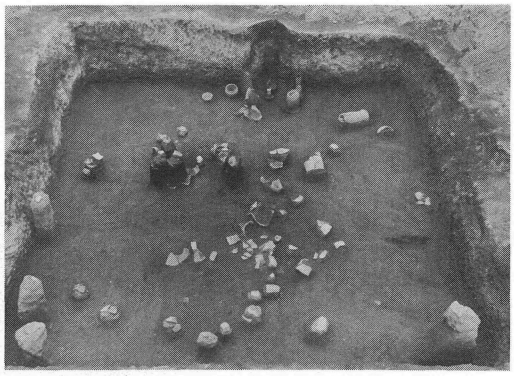

西大室遺跡群44号住居跡

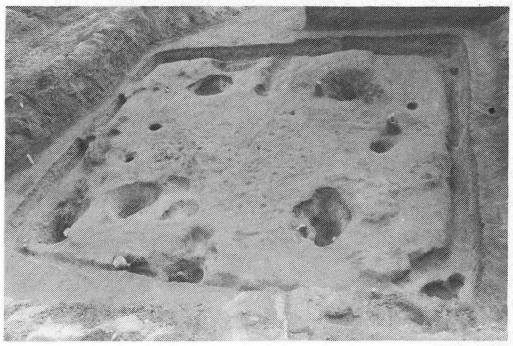

西大室遺跡群梅の木地区20号住居跡

梅の木地区19号住居跡甑セット

鶴谷遺跡群

96号住居跡（炭化米出土）

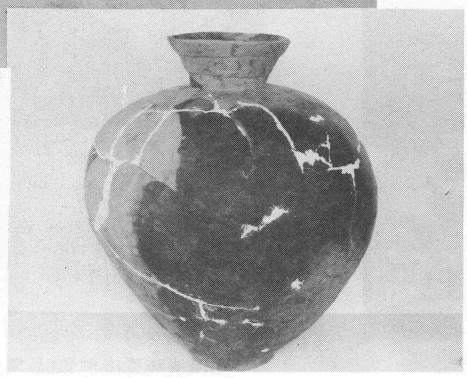

96号住居跡出土大型の壺

（この中に炭化米は入っていなかった。）

金冠塚後円部

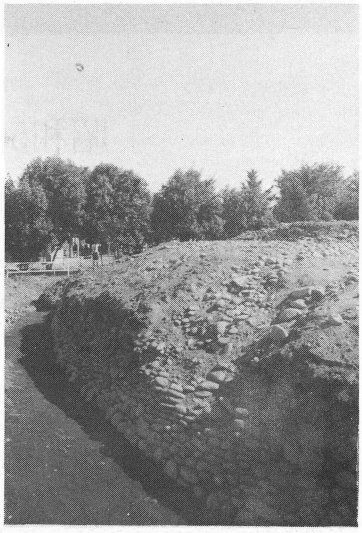

二本松遺跡群

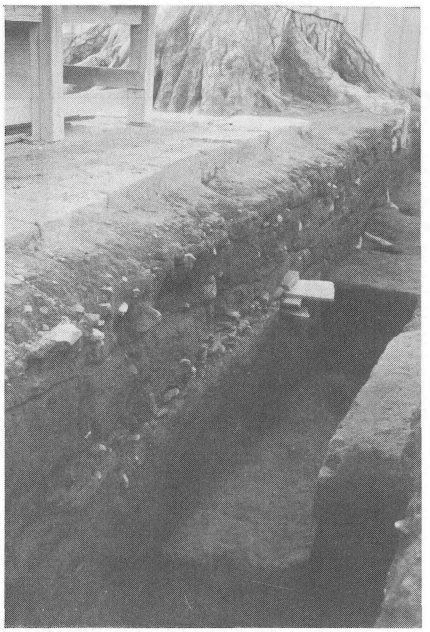

山王廃寺塔跡基壇北辺

二本松遺跡群女堀遺構

山王廃寺掘立柱柱穴

檜峯遺跡群遠景（北から）

檜峯遺跡群62号住居 奈良三彩小壺出土状況

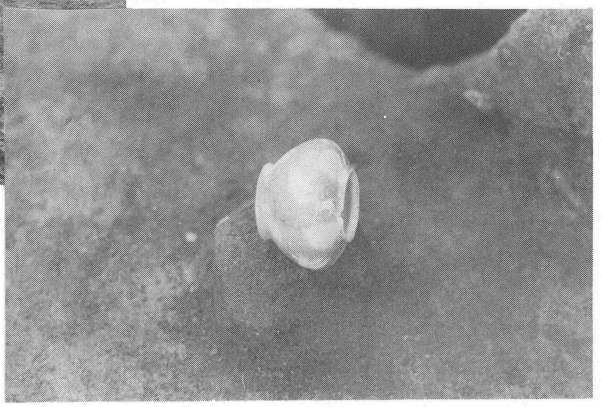

前橋市文化財調査委員

（議長）山田武麿
中沢右吾
丸山知良
松島栄治
梅沢重昭

前橋市教育委員会
社会教育課文化財保護係

課長　片貝高四郎　主事　唐沢保之
次長　福津憲盛　〃　鵜木晋一
係長　松本浩一　〃　松村親樹
主任　福田紀雄　〃　布施和男
〃　前原照子　〃　江部和彦
〃　木部日出雄　〃　田口正美
〃　中澤充裕　〃　入内島裕美
〃　岸田治男　〃　杉浦つや子
主事補　近藤昭一

昭和56年度
文化財調査報告書　第12集

印刷　昭和57年3月25日
発行　昭和57年3月30日
発行所　前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市教育委員会事務局
社会教育課（電話24-1111内線4024）
印刷所　前橋市大手町三丁目6—11
有限会社　原田印刷所
電話31—2665番㈹